

平成25年5月16日

第62回社会保障審議会医療保険部会

参考資料3

平成25年5月10日

第61回社会保障審議会医療保険部会

資料4

社会保障制度改革国民会議 「議論の整理」(医療・介護分野) に関する参考資料

平成25年5月10日
厚生労働省

【目次】

| | |
|--|----|
| ■ 医療保険制度の財政基盤の安定化・保険料に係る国民の負担に関わる公平の確保 | |
| 【総報酬割】 | 2 |
| 【市町村国保】 | 12 |
| 国保の保険者 | 19 |
| 国保の財政基盤 | 31 |
| スケジュール | 40 |
| ■ 高齢者医療制度の在り方 | 49 |
| ■ 医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等 | |
| 【医療・介護の提供体制の在り方】 | |
| 指定・取消権限等 | 50 |
| ■ 医療保険における療養の範囲の適正化等 | 52 |

「医療保険制度の財政基盤の安定化・保険料に係る 国民の負担に関わる公平の確保」

【総報酬割】

関連資料

後期高齢者医療制度の総報酬割について

- 「高齢者医療制度に関する検討会」議論の整理について
(2009年3月24日)
 - 2008年9月24日～2009年3月17日 全7回開催
 - 国保と被用者保険の間は加入者数で均等に分け、被用者保険の中では、財政力の強い保険者が財政力の弱い保険者を支援するものとなるよう、保険者の財政力に応じた応能負担による助け合い・連帯の仕組みにすべき(全面総報酬割)という意見があった。
 - …この際、前期高齢者医療制度には直接公費を投入することとした場合、多額の公費を必要とし、また、国保よりも健保組合等の負担がより軽減されると言った点や公費の投入は国保を優先すべきという意見を含め、十分に検討する。
- 今般の一体改革でこれらの意見(全面総報酬割、浮いた公費の投入は国保優先)の実現を図る必要。

後期高齢者支援金の総報酬割について

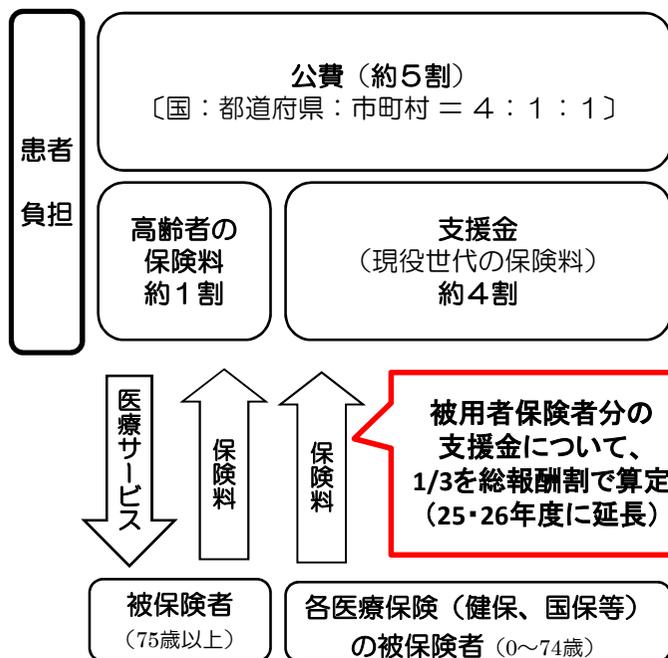
現行

- 75歳以上の医療給付費は、高齢者の保険料(約1割)、現役世代の保険料による後期高齢者支援金(約4割)、公費(約5割)により支える仕組み。
- このうち現役世代の保険料による支援金については、原則、各保険者の加入者数(0~74歳)で按分しているが、被用者保険者の財政力にばらつきがあることから、加入者数に応じた負担では、財政力が弱い保険者の負担が相対的に重くなる。
- このため、**財政力の弱い協会けんぽの財政支援を行うとともに、負担能力に応じた費用負担とする観点から、平成22年度から24年度までの間、被用者保険者間の按分について、3分の1を総報酬割、3分の2を加入者割とする負担方法を導入している。**(国保と被用者保険の間では、加入者割を維持)

法案の内容

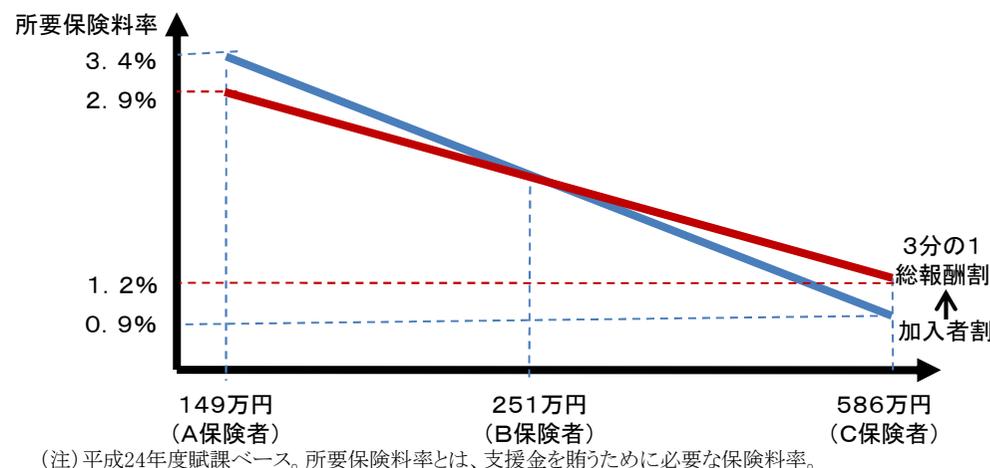
- 平成25年度及び平成26年度の2年間、被用者保険の支援金の3分の1について総報酬割とする特例措置を延長する。

75歳以上の費用負担の仕組み



支援金内訳
(平成25年度予算案)
(1/3総報酬割の場合)
協会けんぽ1.9兆円
健保組合1.8兆円
共済組合0.6兆円
市町村国保等1.6兆円

加入者割から3分の1総報酬割にした場合の所要保険料率の変化(イメージ)



加入者割から3分の1総報酬割にした場合に負担増・負担減となる保険者数

| | 健保組合 | 共済 |
|-----|------|----|
| 負担増 | 935 | 83 |
| 負担減 | 498 | 2 |

(注) 平成24年度賦課ベース。

後期高齢者支援金の総報酬割拡大による影響

* 全面総報酬割を導入した場合、健保組合・共済組合との財政力の違いに着目した協会けんぽの支援金負担への国庫負担（H27年度2,300億円）は不要となる。

○ 総報酬割を拡大した場合の各保険者の支援金負担額の変化（H27年度推計）

| | | 協会けんぽ | 健保組合 | 共済 | 被用者保険計 |
|-------------|----------|--|--------------|-------------|-----------|
| 現行 | 2/3 加入者割 | 1兆4,300億円 うち公費 2,300億円 | 1兆2,300億円 | 3,900億円 | 3兆600億円 |
| | 加入者数 | 3,400万人(47%) | 2,800万人(40%) | 900万人(12%) | 7,100万人 |
| | 1/3 総報酬割 | 6,000億円 | 6,800億円 | 2,400億円 | 1兆5,300億円 |
| | 総報酬額 | 72.0兆円(40%) | 81.5兆円(45%) | 28.3兆円(16%) | 182.2兆円 |
| | 計(①) | 2兆400億円 | 1兆9,200億円 | 6,200億円 | 4兆5,800億円 |
| 1/2総報酬割(③) | | 1兆9,800億円 | 1兆9,500億円 | 6,500億円 | 4兆5,800億円 |
| 負担額の変化(③-①) | | ▲600億円 | 300億円 | 200億円 | ±0億円 |
| 2/3総報酬割(④) | | 1兆9,200億円 | 1兆9,900億円 | 6,700億円 | 4兆5,800億円 |
| 負担額の変化(④-①) | | ▲1,100億円 | 700億円 | 400億円 | ±0億円 |
| 全面総報酬割(⑤) | | 1兆8,100億円 | 2兆600億円 | 7,100億円 | 4兆5,800億円 |
| 負担額の変化(⑤-①) | | ▲2,300億円 | 1,400億円 | 900億円 | ±0億円 |

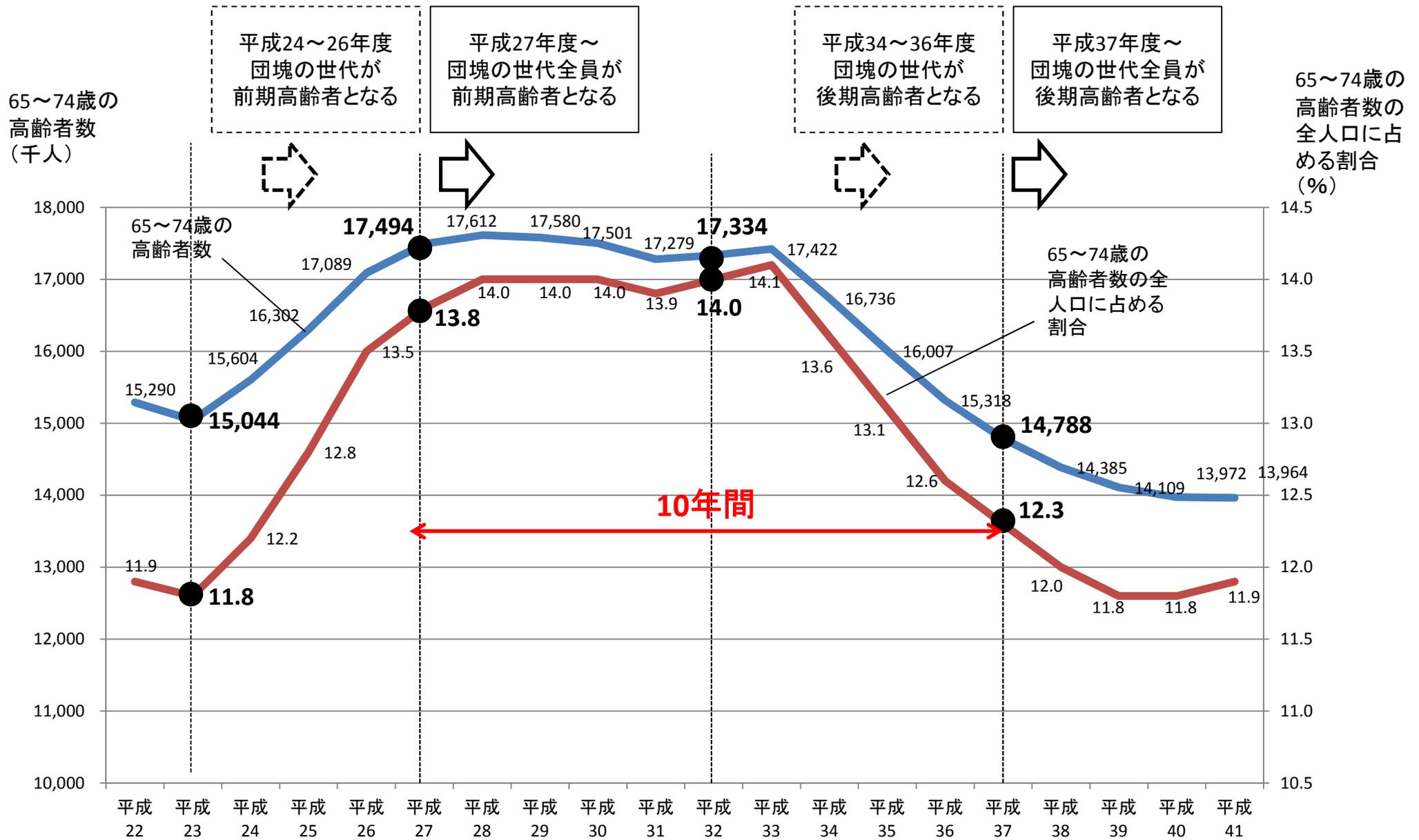
○ 総報酬割拡大により負担増・負担減となる保険者数（H27年度推計）

| | 健保組合 | 共済 |
|-----|------|----|
| 負担増 | 909 | 81 |
| 負担減 | 502 | 4 |

※ 後期高齢者支援金に係る前期納付金分も含む。

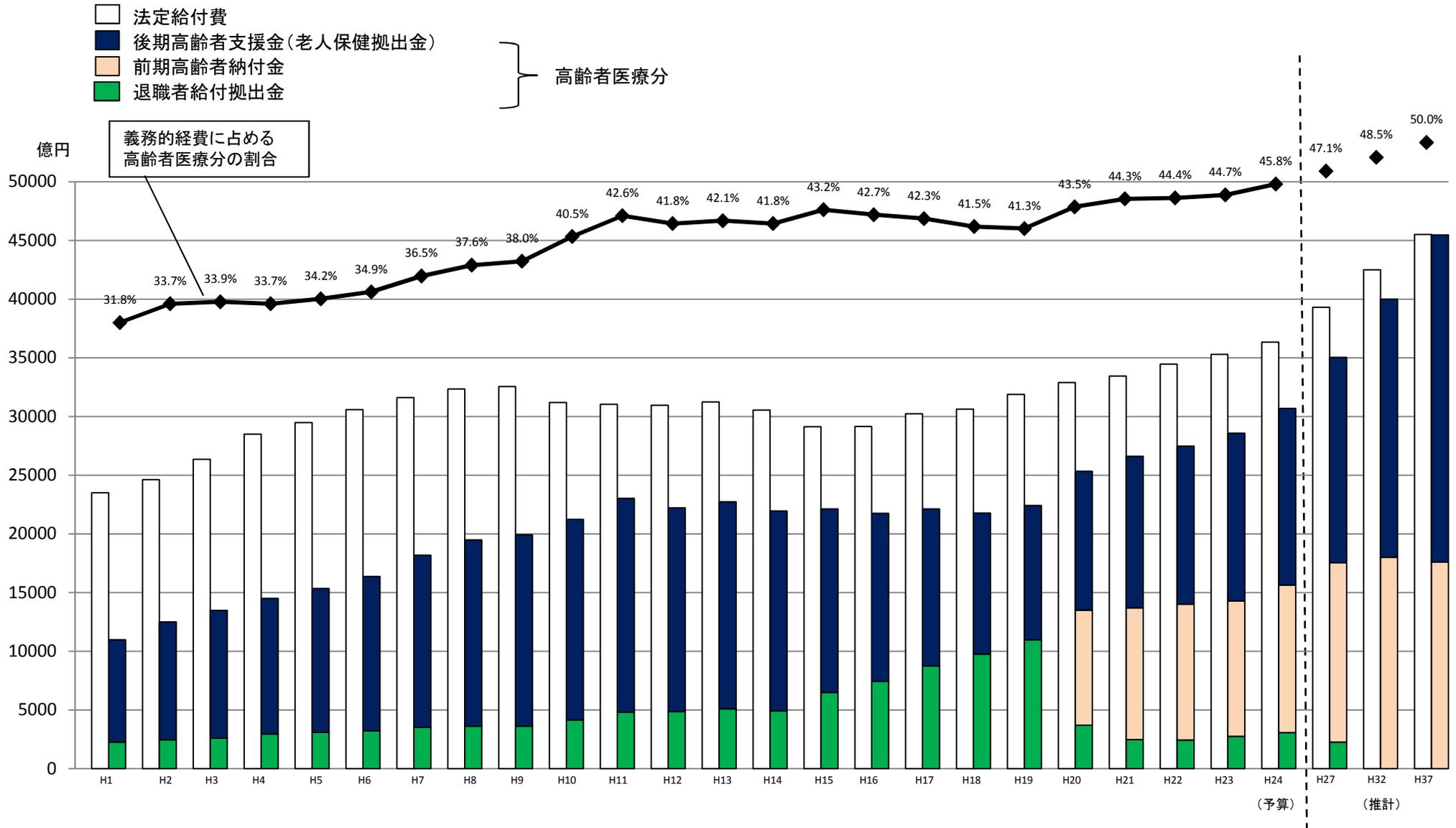
※ 平成25年度予算ベースに基づく推計。

前期高齢者数の推移



(参考1) 日本の将来推計人口(平成24年1月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)
 各年10月1日現在人口.平成22(2010)年は,総務省統計局『平成22年国勢調査による基準人口』(国籍・年齢「不詳人口」をあん分補正した人口)による。

高齢者の支援金等の推移(健保組合)



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金(平成19年度以前は退職者給付拠出金)及び後期高齢者支援金(平成19年度以前は老人保健拠出金)の合計額である。

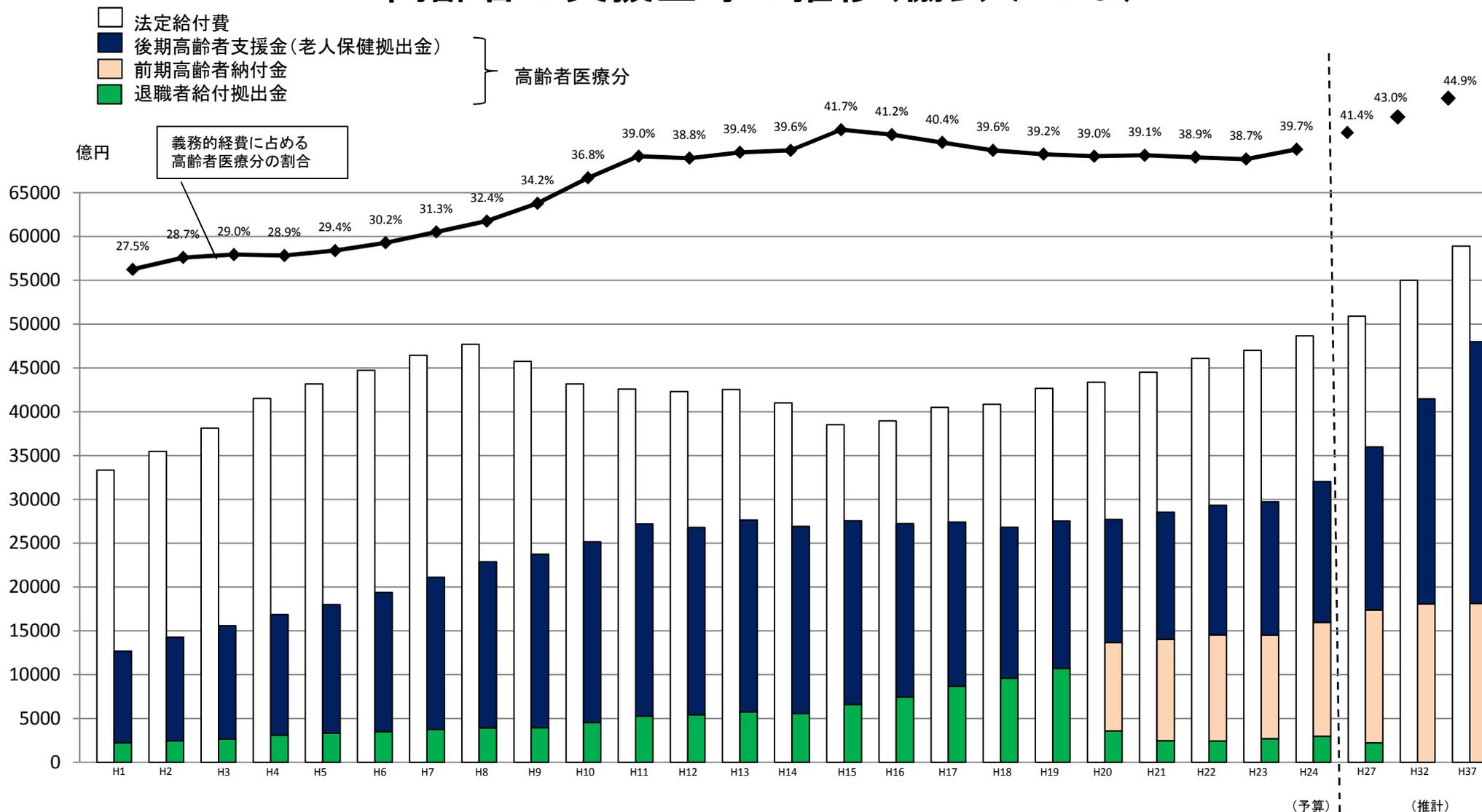
なお、平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

※法定給付費は、平成23年度までは実績額を、平成24年度は予算額を用いている。

※後期高齢者支援金等は、平成22年度までは医療給付費等実績に基づいた確定額を、平成23年度と平成24年度は医療給付費等見込みに基づいた概算額を用いている。

※平成27年度以降は、「社会保障に係る費用の将来推計の改定」(平成24年3月)の現状投影シナリオをベースに推計。

高齢者の支援金等の推移(協会けんぽ)



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金(平成19年度以前は退職者給付拠出金)及び後期高齢者支援金(平成19年度以前は老人保健拠出金)の合計額である。

なお、平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

※法定給付費は、平成23年度までは実績額を、平成24年度は予算額を用いている。

※後期高齢者支援金等は、平成22年度までは医療給付費等実績に基づいた確定額を、平成23年度と平成24年度は医療給付費等見込みに基づいた概算額を用いている。

※平成27年度以降は、「社会保障に係る費用の将来推計の改定」(平成24年3月)の現状投影シナリオをベースに推計。

議論の整理（抄）

（平成25年1月9日社会保障審議会医療保険部会）

2. 高齢者医療制度における支援金の負担の在り方等

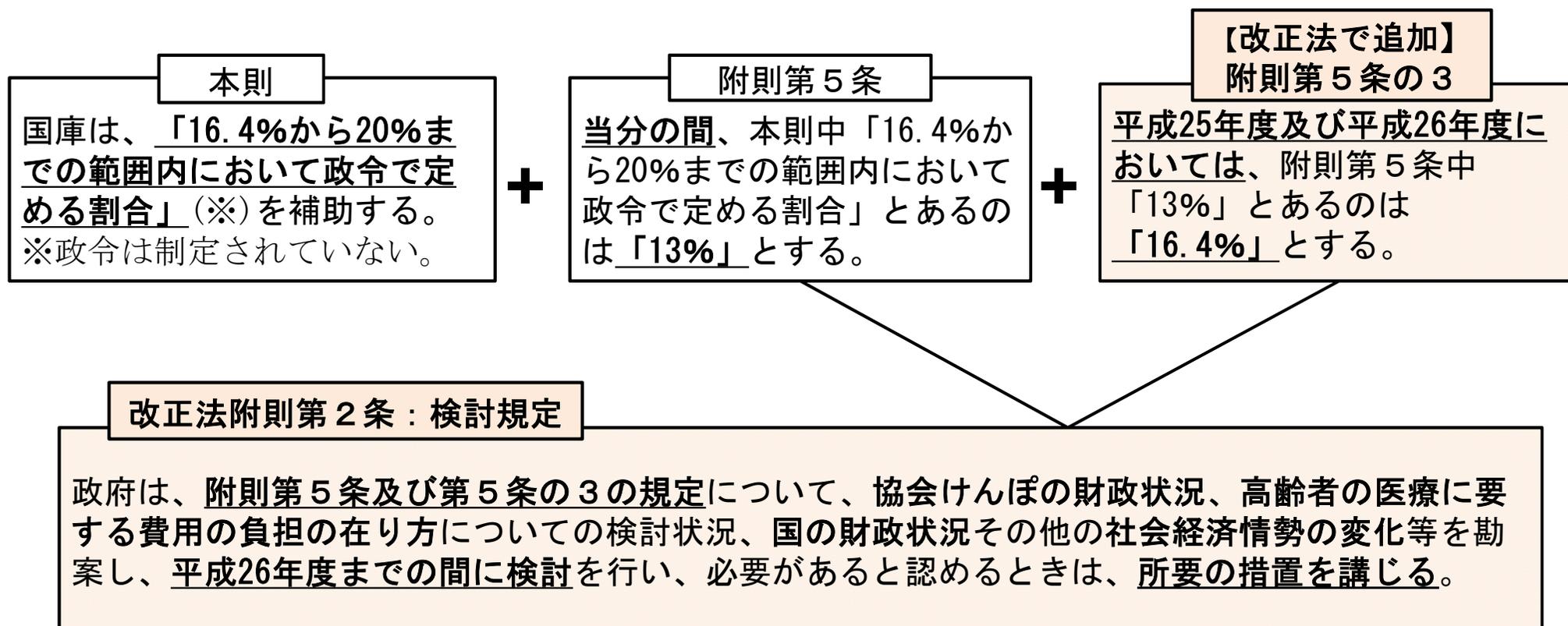
- 高齢者医療制度の見直しについては、平成24年6月15日の3党（自公民）の確認書において、「今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する」とされ、その後成立した社会保障制度改革推進法の規定において、社会保障制度改革国民会議の検討事項とされている。
- 他方、大綱において、「高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。」こととされていることから、当部会では、支援金の総報酬割の在り方を中心に高齢者医療制度の在り方について検討を行った。
- 総報酬割は、所得に関わらず保険料率が平準化されるため、最も公平な制度であることから、将来的には全面総報酬割に移行すべきとの意見が多かった。他方、総報酬割は被用者保険者間の負担の付け替えでしかなく、納得できないという意見もあった。
- 総報酬割とすべきかどうかは、所得格差の状況を含め医療保険制度全体の負担の公平性に関する議論が必要であり、社会保障制度改革国民会議等における高齢者医療制度全体の議論の中で検討すべきとの意見があった。また、全面総報酬割に移行する際は、高齢者医療制度への公費拡充等の改革とセットで議論されるべきとの意見があり、協会けんぽに投入されている公費のうち、全面総報酬割によって不要となる部分について、協会けんぽの国庫補助率20%の引上げに使うべきとの意見や、前期高齢者の給付費に充当することによって被用者保険全体の負担軽減を図るべきとの意見があった。

健康保険法等の一部を改正する法律案 (平成25年3月8日国会提出)(抜粋)

附 則 (検討) 第二条

政府は、第一条の規定による改正後の健康保険法附則第五条及び第五条の三(国庫補助率に係る部分に限る。)の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(参考) 国庫補助にかかる健康保険法の条文の構成について



**「医療保険制度の財政基盤の安定化・保険料に係る
国民の負担に関わる公平の確保」**

【市町村国保】

関連資料

Ⅱ 新たな地域医療政策について(提言のポイント①)

- ・ 地域医療を守るためには、地域医療提供体制の整備と国民皆保険を最終的に支える「医療保険における最後のセーフティネット」である国民健康保険のあり方を一体的に検討することが必要。

【地域医療提供体制の整備について】

- ・ 増大する医療ニーズに対応するためには、病床を急性期・回復期など機能別に区分し、有効活用していくことや、病院間の役割分担・連携が必要不可欠(病院・病床機能の役割分担・連携)。 そのためには、都道府県知事が、地域毎の医療提供体制に関するビジョンを示すことが必要。

※ このビジョンは、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制を実現するため、地域における病院・病床機能の役割分担・連携の望ましい姿を、住民や医療提供者等に広く示すもの。

※ また、地域毎の医療資源の実態をベースに積み上げて、全体のあるべき姿を作成することにより、実行可能なビジョンとすることが必要。

※ 具体的な仕組みについては地方と協議し、地方の理解を得て構築

- ・ このようなビジョンを策定し、実現していくためには、都道府県が、これまで以上に地域医療提供体制の整備を積極的かつ主体的に行うことができるよう、都道府県の役割を拡大。

(例) 現在、国が行っている保険医療機関の指定・取消権限の都道府県への付与 等

Ⅱ 新たな地域医療政策について(提言のポイント②)

【国民皆保険を最終的に支えている国民健康保険の抜本的見直しについて】

- ・ 国民健康保険は、「医療保険における最後のセーフティネット」であり、国民皆保険を維持するため、その持続可能性の確保は極めて重要な課題。しかしながら、国民健康保険は、毎年度、多額の赤字補填目的の法定外繰入が行われており、持続可能とは言い難い現状。
- ・ また、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在や、地域毎の保険料格差が大きいことも国民健康保険の大きな課題。
- ・ 以上の問題を解決するためには、国民健康保険の赤字構造を抜本的に解決した上で、国民健康保険の保険者を都道府県とすることが適切。
- ・ また、都道府県が国民健康保険の保険者となることにより、地域医療提供体制整備の責任主体と、国民健康保険の保険者が都道府県に一本化。これにより、地域医療の提供水準と保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討することが可能な望ましい体制が実現。

※ なお、都道府県が国民健康保険の保険者となった場合でも、保険料徴収・保健事業など引き続き市町村が担うことが適切な業務は存在。したがって、都道府県と市町村が適切に役割分担する仕組みとすることが必要。

国保の都道府県単位への広域化①

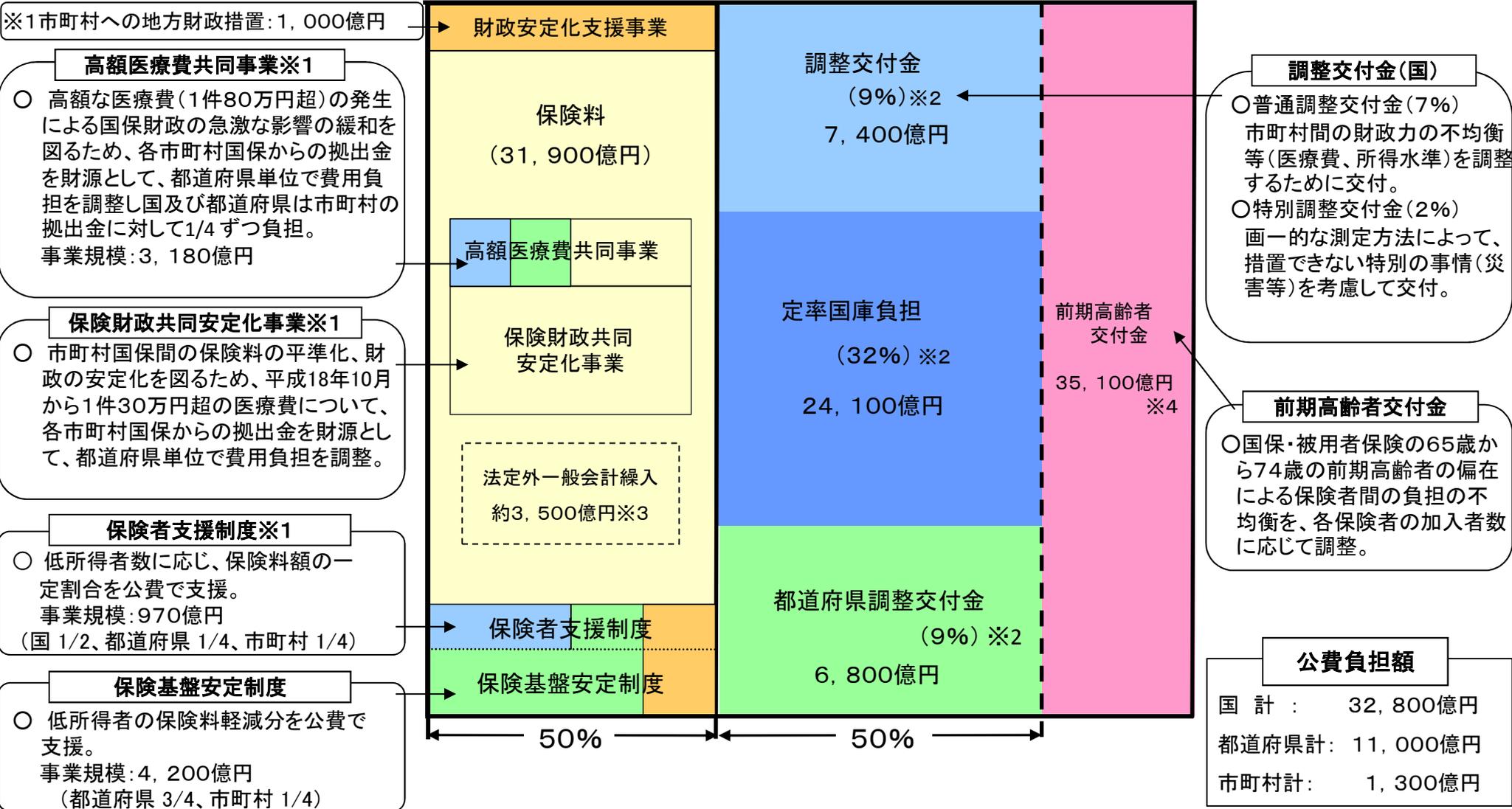
- 医療提供体制改革の実効性を高めるためには、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とすることにより、保険者機能を通じた受益と負担の牽制を働かせることが効果的。
- 後期高齢者支援金の全面報酬割と国保の都道府県化、さらには後述する(55頁参照)所得の高い被保険者からなる国保組合への定率補助の廃止を一体的に実現すれば、被用者保険者間のみならず市町村間の保険料負担の格差の是正を図ることができることになり、保険制度を通じて「保険料負担に係る国民の負担に関する公平の確保」との『社会保障制度改革推進法』の趣旨を実現でき、消費税率引上げのタイミングにふさわしい改革となる。
- なお、市町村が引き続き責任を持って収納対策、保健事業に取り組む仕組みを確保する必要がある。

国保の保険者

国保財政の現状

医療給付費等総額: 約113,000億円

(25年度 予算案ベース)



※1 平成22年度から平成26年度まで暫定措置。平成27年度以降恒久化。
 ※2 それぞれ給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。
 ※3 平成23年度決算(速報値)における決算補填等の目的の額 ※4 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる。

市町村国保の構造的な問題への対応の枠組み

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、 医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合: 国保(31.3%)、健保組合(2.6%)
- ・一人あたり医療費: 国保(29.9万円)、健保組合(13.8万円)



- 高齢者医療制度

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得: 国保(84万円)、健保組合(195万円(推計))
- ・無所得世帯割合: 23.4%

③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
市町村国保(9.7%)、健保組合(4.8%)
- ※健保は本人負担分のみの推計値

④ 保険料(税)の収納率低下

- ・収納率: 平成11年度 91.38% → 平成23年度 89.39%
- ・最高収納率: 94.60%(島根県) 最低収納率: 85.32%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額: 約3,900億円 うち決算補てん等の目的: 約3,500億円、
繰上充用額: 約1,500億円



- 財政基盤の強化【新規】

- ① 財政基盤強化策(平成22～25年度の暫定措置)の恒久化
- ② 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの 高い小規模保険者の存在

- ・1717保険者中3000人未満の小規模保険者 422 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大: 2.6倍(沖縄県) 最小: 1.2倍(富山県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大: 6.5倍(秋田県) 最小: 1.3倍(富山県)
- ・一人あたり保険料の都道府県内格差 最大: 2.8倍(長野県) 最小: 1.3倍(富山県)



- 財政運営の都道府県単位化の推進【新規】

- 財政調整機能の強化【新規】

国保保険料の都道府県内格差（平成22年度）

| | 保険者別1人当たり保険料(税)調定額 | | | 都道府県別1人当たり保険料(税)調定額 | | | | 保険者別1人当たり保険料(税)調定額 | | | 都道府県別1人当たり保険料(税)調定額 | | | | |
|------|--------------------|---------|------|---------------------|------|--------|----|--------------------|-------|---------|---------------------|--------|------|--------|----|
| | 最大 | 最小 | 格差 | 最大 | 最小 | | | 格差 | 最大 | 最小 | 格差 | 最大 | 最小 | 格差 | 順位 |
| 北海道 | 猿払村 | 141,650 | 上川町 | 58,002 | 2.4倍 | 83,823 | 14 | 滋賀県 | 栗東市 | 107,734 | 甲良町 | 62,677 | 1.7倍 | 87,345 | 3 |
| 青森県 | 平内町 | 99,225 | 鶴田町 | 51,301 | 1.9倍 | 76,875 | 34 | 京都府 | 木津川市 | 92,341 | 伊根町 | 46,593 | 2.0倍 | 78,049 | 28 |
| 岩手県 | 矢巾町 | 84,969 | 岩泉町 | 46,871 | 1.8倍 | 69,398 | 45 | 大阪府 | 大阪狭山市 | 97,303 | 泉南市 | 72,226 | 1.3倍 | 80,173 | 25 |
| 宮城県 | 富谷町 | 105,646 | 七ヶ宿町 | 49,561 | 2.1倍 | 81,760 | 17 | 兵庫県 | 南あわじ市 | 97,803 | 新温泉町 | 53,292 | 1.8倍 | 79,757 | 26 |
| 秋田県 | 大潟村 | 127,645 | 小坂町 | 50,270 | 2.5倍 | 75,589 | 35 | 奈良県 | 平群町 | 106,774 | 下北山村 | 46,331 | 2.3倍 | 83,816 | 15 |
| 山形県 | 山形市 | 100,821 | 小国町 | 56,639 | 1.8倍 | 80,707 | 24 | 和歌山県 | 九度山町 | 90,843 | 古座川町 | 45,424 | 2.0倍 | 77,040 | 32 |
| 福島県 | 泉崎村 | 88,889 | 昭和村 | 49,164 | 1.8倍 | 76,981 | 33 | 鳥取県 | 鳥取市 | 77,992 | 智頭町 | 55,328 | 1.4倍 | 72,707 | 41 |
| 茨城県 | 境町 | 101,675 | 東海村 | 53,919 | 1.9倍 | 82,312 | 16 | 島根県 | 出雲市 | 88,191 | 飯南町 | 58,744 | 1.5倍 | 78,028 | 30 |
| 栃木県 | 上三川町 | 107,542 | 那珂川町 | 61,877 | 1.7倍 | 88,516 | 1 | 岡山県 | 早島町 | 90,492 | 美咲町 | 52,985 | 1.7倍 | 80,962 | 22 |
| 群馬県 | 吉岡町 | 104,873 | 上野村 | 61,714 | 1.7倍 | 87,422 | 2 | 広島県 | 坂町 | 87,400 | 神石高原町 | 52,238 | 1.7倍 | 81,117 | 20 |
| 埼玉県 | 所沢市 | 100,070 | 小鹿野町 | 52,875 | 1.9倍 | 85,298 | 11 | 山口県 | 岩国市 | 99,561 | 周防大島町 | 61,201 | 1.6倍 | 86,890 | 5 |
| 千葉県 | 白井市 | 100,771 | 成田市 | 66,016 | 1.5倍 | 86,368 | 9 | 徳島県 | 徳島市 | 98,100 | 那賀町 | 57,197 | 1.7倍 | 81,097 | 21 |
| 東京都 | 千代田区 | 115,724 | 三宅村 | 42,035 | 2.8倍 | 80,730 | 23 | 香川県 | 多度津町 | 96,567 | 綾川町 | 64,063 | 1.5倍 | 81,425 | 19 |
| 神奈川県 | 南足柄市 | 105,231 | 座間市 | 74,045 | 1.4倍 | 85,706 | 10 | 愛媛県 | 四国中央市 | 100,161 | 愛南町 | 53,119 | 1.9倍 | 73,700 | 39 |
| 新潟県 | 粟島浦村 | 93,615 | 津南町 | 55,285 | 1.7倍 | 75,568 | 36 | 高知県 | 馬路村 | 85,625 | 三原村 | 42,870 | 2.0倍 | 71,974 | 43 |
| 富山県 | 黒部市 | 92,447 | 氷見市 | 72,507 | 1.3倍 | 78,788 | 27 | 福岡県 | 広川町 | 88,107 | 添田町 | 51,681 | 1.7倍 | 74,645 | 37 |
| 石川県 | 白山市 | 98,168 | 七尾市 | 70,590 | 1.4倍 | 85,012 | 12 | 佐賀県 | 基山町 | 96,865 | 大町町 | 66,558 | 1.5倍 | 81,578 | 18 |
| 福井県 | 美浜町 | 91,955 | 池田町 | 53,427 | 1.7倍 | 77,879 | 31 | 長崎県 | 大村市 | 82,290 | 小値賀町 | 50,156 | 1.6倍 | 69,653 | 44 |
| 山梨県 | 富士河口湖町 | 107,192 | 小菅村 | 60,412 | 1.8倍 | 83,859 | 13 | 熊本県 | あさぎり町 | 91,958 | 玉東町 | 52,517 | 1.8倍 | 73,690 | 40 |
| 長野県 | 南牧村 | 101,496 | 大鹿村 | 36,807 | 2.8倍 | 73,871 | 38 | 大分県 | 臼杵市 | 89,461 | 姫島村 | 47,456 | 1.9倍 | 78,048 | 29 |
| 岐阜県 | 美濃加茂市 | 100,408 | 飛騨市 | 60,563 | 1.7倍 | 86,641 | 7 | 宮崎県 | 川南町 | 91,362 | 日之影町 | 56,276 | 1.6倍 | 72,680 | 42 |
| 静岡県 | 牧之原市 | 99,712 | 川根本町 | 55,902 | 1.8倍 | 87,180 | 4 | 鹿児島県 | 中種子町 | 82,944 | 三島村 | 34,238 | 2.4倍 | 67,573 | 46 |
| 愛知県 | 田原市 | 100,194 | 豊根村 | 50,072 | 2.0倍 | 86,829 | 6 | 沖縄県 | 北大東村 | 70,642 | 粟国村 | 31,242 | 2.3倍 | 53,524 | 47 |
| 三重県 | 木曾岬町 | 102,845 | 大紀町 | 55,992 | 1.8倍 | 86,619 | 8 | | | | | | | | |

(注1) 保険料(税)調定額には介護納付金分を含んでいない。
(注2) 被保険者数は3~2月の年度平均を用いて計算している。
(※)平成22年度 国民健康保険事業年報を基に作成

1人当たり保険料(税)全国平均：81,021円

国保保険料の都道府県内格差

- 都道府県内の市町村間の保険料格差は、1.28倍(富山県)~2.75倍(東京都)。
- 仮に都道府県内の平均保険料に統一する場合、多くの市町村で保険料が値上げとなる。
- 仮に都道府県内の平均保険料に統一する場合、値上げ幅は、
 - ・ 最大で約39,000円(東京都、格差2.75倍)。
 - ・ 都道府県内の市町村間の保険料格差が平均的(愛知県・京都府・和歌山県・高知県、格差2.0倍)な都道府県においても、約29,000円~37,000円。

■ 保険料の都道府県内格差

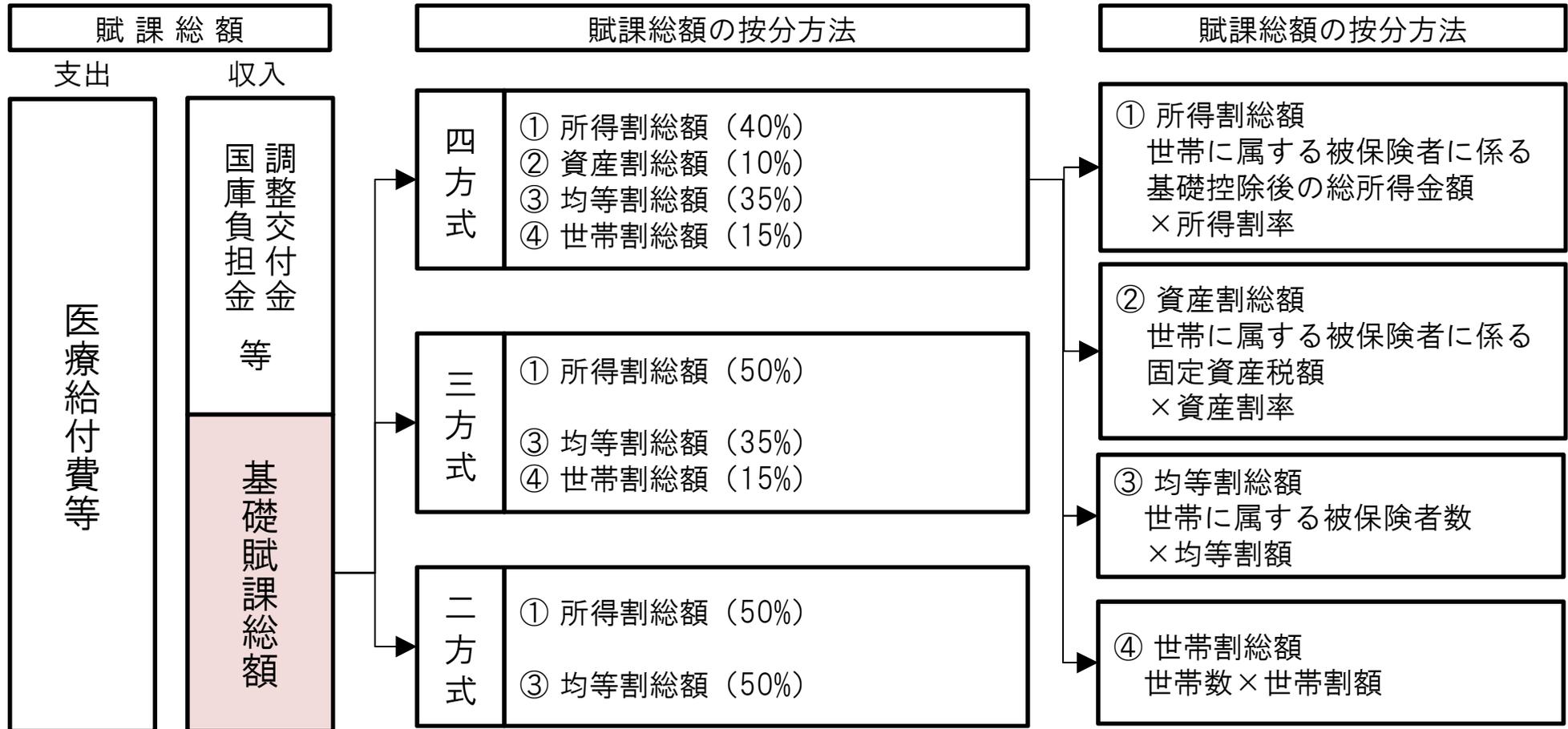
| 格差(倍) | 1.3 | 1.4 | 1.5 | 1.6 | 1.7 | 1.8 | 1.9 | 2.0 | 2.1 | 2.2 | 2.3 | 2.4 | 2.5 | 2.6 | 2.7 | 2.8 |
|----------|---------|----------------------------|---------------------------|---------------------|--|---|---------------------------------|----------------------------|---------|-----|---------------|-----------------|---------|-----|-----|---------------|
| 都道府県(47) | 1 富山 | 4 神奈川 石川 大阪 鳥取 | 4 千葉 島根 香川 佐賀 | 3 山口 長崎 宮崎 | 10 栃木 群馬 新潟 福井 岐阜 滋賀 岡山 広島 徳島 福岡 | 8 岩手 山形 福島 山梨 静岡 三重 兵庫 熊本 | 5 青森 茨城 埼玉 愛媛 大分 | 4 愛知 京都 和歌山 高知 | 1 宮城 | 0 | 2 奈良 沖縄 | 2 北海道 鹿児島 | 1 秋田 | 0 | 0 | 2 東京 長野 |

■ 都道府県内の平均保険料と最小保険料の差

| 差額 | 1万円未満 | 1万円以上 1.5万円未満 | 1.5万円以上 2万円未満 | 2万円以上 2.5万円未満 | 2.5万円以上 3万円未満 | 3万円以上 3.5万円未満 | 3.5万円以上 4万円未満 |
|----------|--|------------------|---------------------------------------|--|---|--|---|
| 都道府県(47) | 2 富山 大阪 差額最小 富山：6,281円 | 2 神奈川 石川 | 6 鳥取 島根 香川 佐賀 長崎 宮崎 | 12 岩手 山形 千葉 新潟 福井 山梨 滋賀 徳島 愛媛 福岡 熊本 沖縄 | 13 北海道 青森 秋田 福島 茨城 栃木 群馬 徳島 愛媛 福岡 熊本 岡山 広島 山口 高知 | 8 宮城 埼玉 静岡 三重 京都 和歌山 大分 鹿児島 高知：29,104円 京都：31,455円 和歌山：31,616円 愛知：36,757円 | 4 東京 長野 愛知 奈良 差額最大 東京：38,695円 |

(※)平成22年度 国民健康保険事業年報を基に作成

国民健康保険料（税）賦課基準



■ 国民健康保険料（税）の賦課方式別保険者数

(平成22年度末現在)

| 区分 | 保険者数 | 保険者数による構成比 |
|-----|--------|------------|
| 四方式 | 1, 187 | 70.4% |
| 三方式 | 449 | 26.6% |
| 二方式 | 50 | 3.0% |
| 合計 | 1, 686 | 100.0% |

- ※1 不均一課税の保険者(37保険者)を除く。
- ※2 計数は、四捨五入によっているため、端数において合致しないものがある。
- ※3 「平成22年度国民健康保険事業年報」より。
- ※4 基礎賦課分(医療給付費等にかかるもの)の賦課方式別保険者数。(基礎賦課分(他、後期高齢者支援金等、介護納付金にかかるものがある。))

市町村国保の保険者規模別収納率

| 年度 | 全国平均 | | 市部平均 | | | | | | | | | | 町村部平均 | | | |
|----|-------|--------|-------|--------|---------------|--------|-------|--------|--------|--------|-----------------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | | 市部平均 | | 政令都市 及び特別区 | | 中核市 | | 10万人以上 | | 5万人以上 10万人未満 | | 5万人未満 | | | |
| | | 増減差 | | 増減差 | | 増減差 | | 増減差 | | 増減差 | | 増減差 | | 増減差 | | 増減差 |
| 平成 | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 19 | 90.49 | 0.09 | 90.13 | 0.11 | 88.32 | 0.50 | 89.94 | ▲ 0.27 | 89.05 | 0.04 | 90.44 | 0.05 | 91.98 | 0.05 | 93.47 | ▲ 0.04 |
| 20 | 88.35 | ▲ 2.13 | 87.91 | ▲ 2.22 | 85.97 | ▲ 2.36 | 87.48 | ▲ 2.47 | 85.49 | ▲ 3.56 | 87.51 | ▲ 2.93 | 89.85 | ▲ 2.12 | 92.08 | ▲ 1.39 |
| 21 | 88.01 | ▲ 0.34 | 87.58 | ▲ 0.33 | 85.89 | ▲ 0.08 | 87.16 | ▲ 0.32 | 85.56 | 0.07 | 86.69 | ▲ 0.82 | 89.47 | ▲ 0.38 | 91.88 | ▲ 0.20 |
| 22 | 88.61 | 0.59 | 88.19 | 0.60 | 86.30 | 0.41 | 87.91 | 0.75 | 86.56 | 1.00 | 87.32 | 0.63 | 90.12 | 0.65 | 92.42 | 0.56 |
| 23 | 89.39 | 0.78 | 89.01 | 0.82 | 87.42 | 1.12 | 88.63 | 0.72 | 87.31 | 0.75 | 88.00 | 0.68 | 90.81 | 0.69 | 92.98 | 0.56 |

(注1) 市部内訳における保険者規模は、年度平均の被保険者数による。

(注2) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

【出典】平成23年度国民健康保険(市町村)の財政状況(速報)

後期高齢者医療制度の保険料収納率の推移

| 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 98.75% | 99.00% | 99.10% | 99.20% |

(出典)厚生労働省保険局「平成23年度後期高齢者医療事業年報」

(参考)市町村国保における保険者の規模と健診実施率との関係

(1) 行政区分

健診実施率の上位に位置する保険者は、全保険者と比較して、相対的に村や町が多く、市が少ない。

| | 健診実施率50.9%以上 (約上位から10%保険者) | | 健診実施率21%以下 (下位から約10%保険者) | | 全保険者 | |
|--------|-------------------------------|--------|-----------------------------|--------|------|--------|
| | 数 | 構成割合 | 数 | 構成割合 | 数 | 構成割合 |
| 村 | 65 | 36.9% | 8 | 4.6% | 182 | 10.4% |
| 町 | 85 | 48.3% | 75 | 42.9% | 757 | 43.3% |
| 市 | 26 | 14.8% | 72 | 41.1% | 686 | 39.2% |
| 特例市 | 0 | 0.0% | 4 | 2.3% | 39 | 2.2% |
| 中核市 | 0 | 0.0% | 10 | 5.7% | 41 | 2.3% |
| 政令指定都市 | 0 | 0.0% | 6 | 3.4% | 20 | 1.1% |
| 特別区 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 23 | 1.3% |
| 合計 | 176 | 100.0% | 175 | 100.0% | 1748 | 100.0% |

(2) 健診対象者の規模

健診実施率の上位に位置する保険者は、500人未満が20.5%を占めている。

| | 健診実施率50.9%以上 (上位から約10%保険者) | | 健診実施率21%以下 (下位から約10%保険者) | | 全保険者 | |
|----------------------|-------------------------------|-------|-----------------------------|-------|------|-------|
| | 数 | 構成割合 | 数 | 構成割合 | 数 | 構成割合 |
| 500人未満 | 36 | 20.5% | 5 | 2.9% | 74 | 4.2% |
| 500~1,000人未満 | 32 | 18.2% | 14 | 8.0% | 129 | 7.4% |
| 1,000~5,000人未満 | 78 | 44.3% | 61 | 34.9% | 666 | 38.1% |
| 5,000~10,000人未満 | 17 | 9.7% | 41 | 23.4% | 343 | 19.6% |
| 10,000~50,000人未満 | 13 | 7.4% | 38 | 21.7% | 449 | 25.7% |
| 50,000~100,000未満 | 0 | 0.0% | 10 | 5.7% | 61 | 3.5% |
| 100,000~500,000人未満 | 0 | 0.0% | 5 | 2.9% | 25 | 1.4% |
| 500,000~10,000,000未満 | 0 | 0.0% | 1 | 0.6% | 1 | 0.1% |
| 10,000,000人以上 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |

保険者機能のあり方と評価に関する調査研究報告書（概要）

平成24年度厚生労働省委託事業（平成25年3月みずほ情報総研株式会社）

○ 保険者機能とは「保険者が果たしている（果たすべき）役割・機能」であり、以下の①～⑥と整理。

保険者とは

医療費の資金調達（ファイナンス）に関し社会保険方式を採用
⇒ 保険運営を行う主体が必要（＝保険者）

医療にはファイナンスの前に
医療サービスの提供・受療という過程がある
⇒ 保険者は医療の共同購入組織・加入者の健康の保持増進を図る必要

保険者機能とは

① 被保険者の適用（資格管理） ③ 保険給付（付加給付も含む）
② 保険料の設定・徴収 ④ 審査・支払

⑤ 保健事業等を通じた加入者の健康管理
⑥ 医療の質や効率性向上のための医療提供側への働きかけ

加入者のエージェントとして、加入者の利益の最大化を図る観点から、具体的に整理すると…

- ① 適正に被保険者の適用・資格管理を行うこと
- ② 加入者のニーズを把握し、保険給付費等に見合った保険料率の合意・決定を自律的に行い、確実に保険料を徴収することにより安定的な財政運営を行うこと
- ③ 必要な法定給付を行うほか、加入者のニーズを踏まえ付加給付を行うこと
- ④ レセプト点検の実施や療養費の点検・審査強化などを通じて、適正な審査・支払を行うこと
- ⑤ レセプトデータ・健診データを活用し、加入者のニーズや特徴を踏まえた保健事業等を実施し、加入者の健康の保持増進を図ること
 - ・ 加入者に対し、保険制度や疾病予防・健康情報、医療機関の選択に役立つ情報について啓発や情報提供を行うこと
 - ・ 医療機関等との連携を密にし、加入者に適切な医療を提供すること
- ⑥ 医療費通知や後発医薬品の使用促進などにより医療費の適正化を図り、加入者の負担を減らすこと
 - ・ レセプトデータ等の活用による医療費等の分析、医療関連計画の策定への参画、診療報酬の交渉などにより良質な医療を効率的に提供するよう医療提供側へ働きかけること

※1 保険者機能の発揮には、一定の体制整備とコストが必要であり、保険者機能と一口にいても、複数の保険者が共同して行うことになじむもの、保険者全体（例えば保険者協議会）で対応すべきものがあること、保険者種別ごとの制度上の違いがあること、保険者ごとの置かれている状況に応じて最重要課題として取り組んでいることが異なることなどを踏まえた対応が必要。

※2 複数の保険者が共同して行うことになじむもの、保険者全体（例えば保険者協議会）で対応すべきものなど、個々の保険者機能の内容・性格等を踏まえた対応が必要。29

国民健康保険事業の事務の広域化（保険料賦課・徴収方法の比較）

- 現在、国民健康保険事業を広域連合により実施しているのは、空知（そらち）中部広域連合（北海道：6市町）、大雪（だいせつ）地区広域連合（北海道：3町）、後志（しりべし）広域連合（北海道：16町村）、最上地区広域連合（山形：4町村）の4例。
- 広域連合により国保事業を実施する場合の保険料の賦課・徴収について、大きく以下2つの方法がある。

| | 分賦金方式 | 直接賦課方式 |
|-----------------|--|------------------------------------|
| 広域連合名 | 空知中部広域連合（北海道） 後志広域連合（北海道） | 大雪地区広域連合（北海道） 最上地区広域連合（山形） |
| 賦課主体 | 各市町村 | 広域連合 |
| 料／税 | 各市町村において選択可 （空知：6市町すべて国保税） （後志：16町村すべて国保税） | 国保税のみ可 |
| 賦課基準 | 各市町村が独自に選択 （空知：5市町4方式、1町3方式） （後志：16町村すべて4方式） | 構成市町村すべて統一 （大雪：4方式） （最上：4方式） |
| 徴収主体 | 各市町村 | 各市町村 |
| 未納が生じた場合の財政責任 | 各市町村 ※広域連合は給付に必要な額を市町村に分賦金として賦課し、市町村は収納率に関わらず分賦金を納付 （分賦金納付率100%） | 広域連合 ※市町村は徴収した額のみ納付 |
| 収納率 （平成23年度） | 空知：97.2% 後志：94.7% ※広域連合を構成する市町村全体の収納率 | 大雪：94.8% 最上：92.2% |

（注）直接賦課方式においても、広域連合を構成する市町村をいくつかのグループに分類し、グループごとに賦課基準を決定する方式（不均一方式）が制度上は可能であるが、実例はない。

国保の財政基盤

市町村国保の収支状況

(億円)

| 科 目 | | 平成22年度 | 平成23年度(速報) |
|----------------------|---------------|---------|------------|
| 単年度収入 | 保 険 料 (税) | 29,861 | 30,411 |
| | 国庫支出金 | 33,196 | 34,359 |
| | 療養給付費交付金 | 6,028 | 7,174 |
| | 前期高齢者交付金 | 27,142 | 29,569 |
| | 都道府県支出金 | 8,720 | 8,956 |
| | 一般会計繰入金 (法定分) | 4,332 | 4,282 |
| | 一般会計繰入金 (法定外) | 3,979 | 3,903 |
| | 共同事業交付金 | 14,384 | 14,767 |
| | 直診勘定繰入金 | 1 | 3 |
| | そ の 他 | 375 | 407 |
| 合 計 | | 128,019 | 133,831 |
| 単年度支出 | 総 務 費 | 2,047 | 1,890 |
| | 保 険 給 付 費 | 88,291 | 90,821 |
| | 後期高齢者支援金 | 14,518 | 15,915 |
| | 前期高齢者納付金 | 25 | 47 |
| | 老人保健拠出金 | 199 | 7 |
| | 介 護 納 付 金 | 6,271 | 6,887 |
| | 保 健 事 業 費 | 924 | 968 |
| | 共同事業拠出金 | 14,355 | 14,752 |
| | 直診勘定繰出金 | 49 | 46 |
| | そ の 他 | 1,046 | 1,478 |
| 合 計 | | 127,726 | 132,811 |
| 単年度収支差引額 (経常収支) | | 293 | 1,019 |
| 国庫支出金精算額 | | ▲611 | ▲534 |
| 精算後単年度収支差引額 (A) | | ▲318 | 486 |
| 決算補填等のための一般会計繰入金 (B) | | 3,582 | 3,508 |
| 実質的な単年度収支差 (A) - (B) | | ▲3,900 | ▲3,022 |
| 前年度繰上充用金 (支出) | | 1,811 | 1,527 |

(出所) 国民健康保険事業年報 (保険局調査課)、国民健康保険事業実施状況報告書 (保険局国民健康保険課)

(注1) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金は、当年度概算額と前々年度精算額を加えたもの。

(注2) 「決算補填等のための一般会計繰入金」とは、収入の「一般会計繰入金 (法定外)」のうち決算補填等を目的とした額。

(注3) 翌年度に精算される国庫負担等の額を調整。

(注4) 決算補填等のための一般会計繰入金 (B) は、平成21年度から東京都財政調整交付金分を含めた計算となっている。

(注5) 平成23年度は速報値である。

法定外一般会計繰入れ（決算補填目的等）及び前年度繰上充用に関する保険者の状況

| | 一般会計繰入(決算補填目的等) 又は繰上充用を行っている保険者 | いずれも行っていない保険者 | 全国 |
|---------------------------------|------------------------------------|---------------|---------|
| 対象保険者数 | 1061保険者 | 656保険者 | 1717保険者 |
| 一人あたり保険料調定額 | 9.0万円 | 8.5万円 | 9.0万円 |
| 一人あたり旧ただし書き所得 | 64.9万円 | 50.9万円 | 62.8万円 |
| 保険料調定額 ／旧ただし書き所得 (保険料負担率) | 13.9% | 16.8% | 14.3% |

(注1) 保険料調定額は、平成23年度事業年報（速報）を基に作成している。

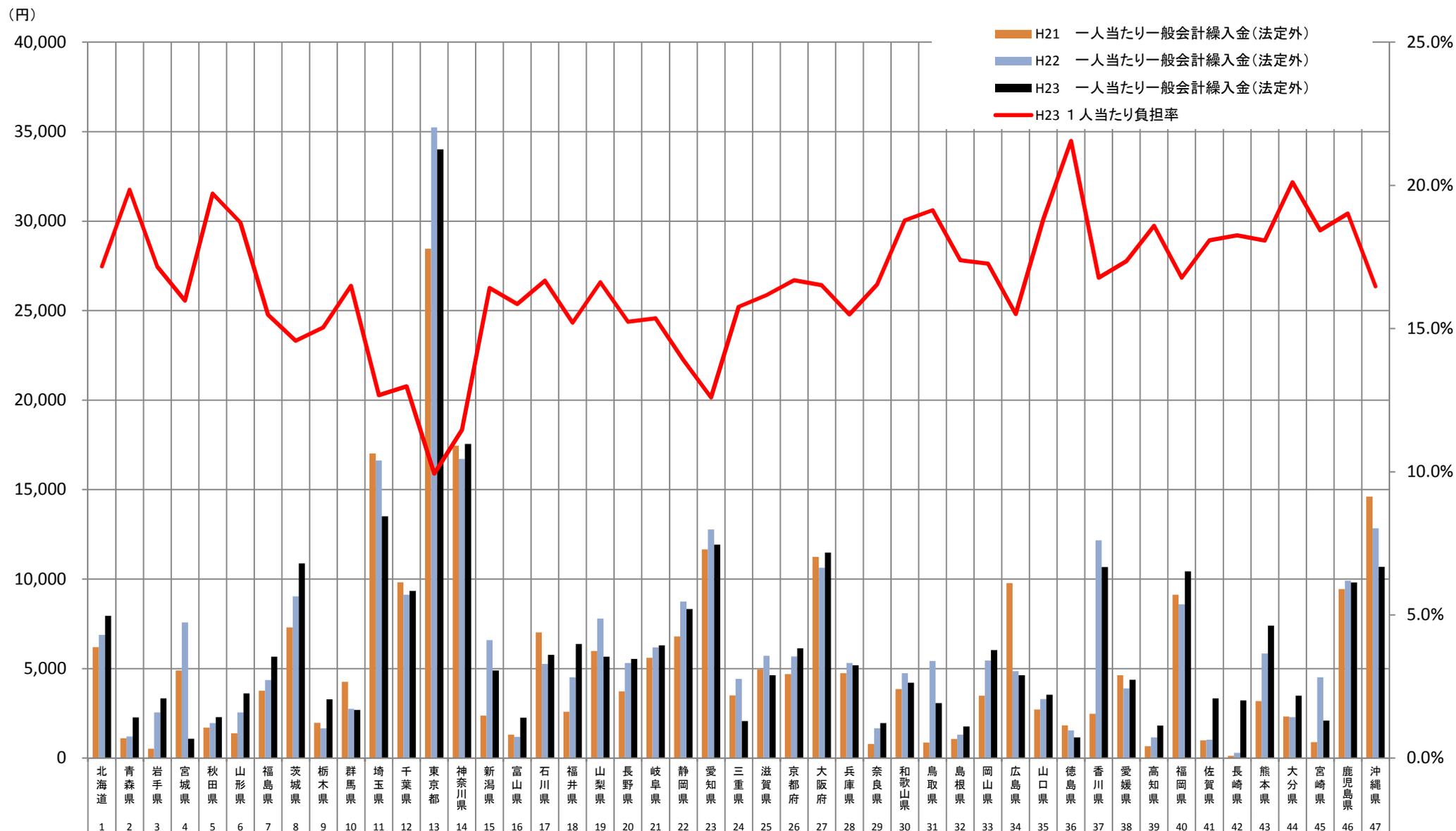
(注2) 保険料調定額は介護保険分を含んでいる。

(注3) 「旧ただし書き所得」は、平成23年度国民健康保険事業実態調査報告（保険者票）を基に作成している。

(注4) 「旧ただし書き所得」は、総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額。

1人当たり一般会計繰入金（法定外）の都道府県別繰入状況

○ 平成23年度の1人当たり繰入金が1万円を超えるのは、茨城、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、香川、福岡、沖縄。
 そのうち、埼玉、東京、神奈川、愛知は保険料負担率が低い。



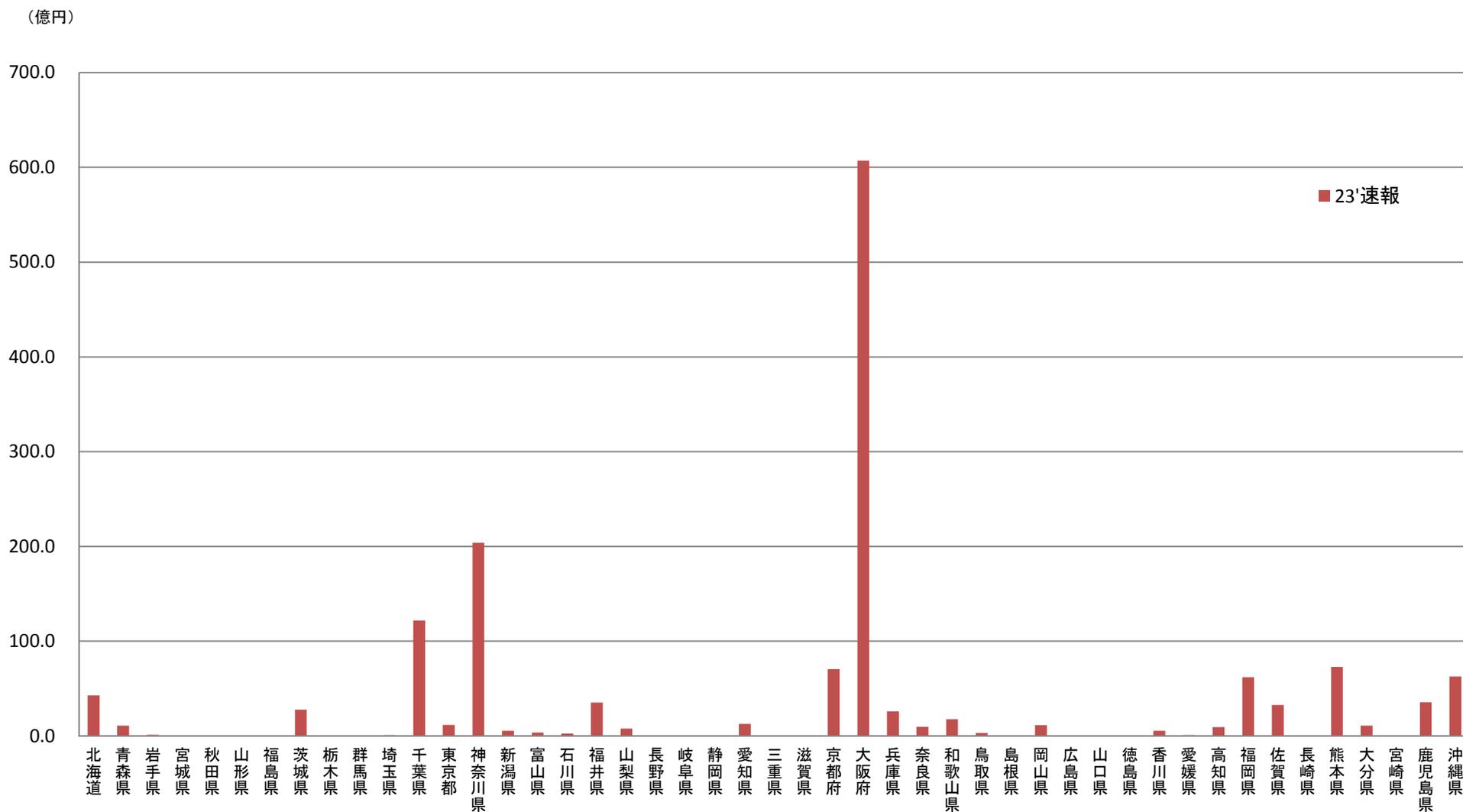
(出所) 国民健康保険事業年報、「国民健康保険事業実施状況報告」(平成23年度は速報値)所得

(注1) 一般会計繰入額(法定外)は、定率負担等の法定繰入分を除いたものである。

(注2) 一人当たり負担率は、一人当たり保険料(税)調定額を一人当たり旧ただし書き所得で除したものである。

前年度繰上充用金の状況（平成23年度）

○ 前年度繰上充用金は約1,530億円。うち大阪府内の市町村の合計が約607億円であり、全体の約4割を占める。



(出所)国民健康保険事業年報 (注)平成23年度の速報値である。

市町村国保の低所得者に対する財政支援の強化（2,200億円）

◎ 低所得者保険料軽減の拡充や保険者支援制度の拡充により、財政基盤を強化する。
（～2,200億円程度、税制抜本改革とともに実施。）

《「国保に関する国と地方の協議」提出資料より》

1. 低所得者保険料軽減の拡大（500億円程度）

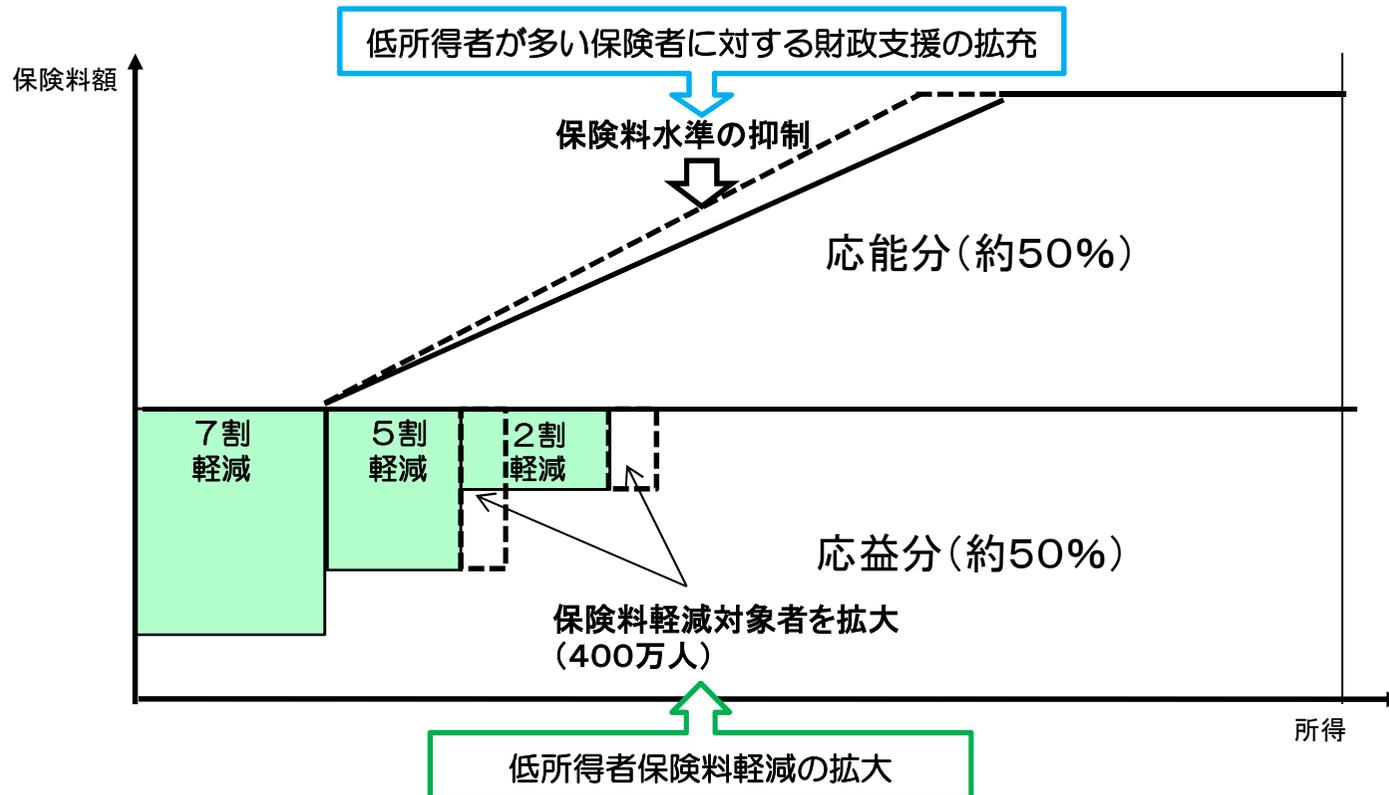
- ・ 5割軽減・2割軽減世帯の基準額の引上げ（さらに保険料が軽減される者：約400万人）*27年度ベース

☆5割軽減対象者 年収147万円以下 → 178万円以下

☆2割軽減対象者 年収223万円以下 → 266万円以下（※いずれも、夫婦、子1人で夫の給与収入のみの場合）

2. 保険者支援制度の拡充（1,700億円程度）

- ・ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充
- ・ 保険料水準全体を抑制する効果（対象者：全被保険者（3,500万人））*27年度ベース



国の調整交付金と都道府県調整交付金の役割分担について

1. 調整交付金の概要と趣旨

(1) 国の調整交付金(法律で給付費等の9%と規定)

① 普通調整交付金:(政令で給付費等の7%と規定)

→ 医療費や所得格差を全国レベルで調整
(実際の市町村別の交付額は、所得水準の低い市町村は7%以上、所得水準の高い市町村は7%以下となる。)

② 特別調整交付金:(政令で給付費等の2%と規定)

→ 災害等による保険料減免、原爆、結核等、地域的な特殊事情による給付費増など全国レベルの財政調整が望ましいもの、保健事業など施策の推進に必要な取組等に対して交付

(2) 都道府県調整交付金(法律で給付費等の9%と規定)

① 普通調整交付金に相当するもの(政令で1号交付金として考慮すべき事項を規定)

→ 地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の格差を調整

② 特別調整交付金に相当するもの(政令で2号交付金として考慮すべき事項を規定)

→ 国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情に応じて交付

(例) 広域連合による保険運営など国保運営の広域化に際しての保険料平準化を支援するもの

国・調整交付金

普通調整交付金(7%)

特別調整交付金
(2%)

都道府県調整交付金

普通調整交付金相当(6%)

特別調整交付金相当
(3%)

(注) 都道府県調整交付金における普通調整交付金相当額と特別調整交付金相当額の割合については、「都道府県調整交付金配分ガイドライン(平成17年6月17日保険局長通知)」に目安が示されており、各都道府県は、条例に具体的な割合を規定している。

都道府県調整交付金の交付状況（平成23年度）

| 都道府県調整交付金(総額) | (百万円) | 1号交付金に 占める割合 | 2号交付金に 占める割合 | 総額に占める 1号・2号の割合 |
|-----------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | 507,806 | | | 100% |
| (1) 1号交付金 | 439,798 | 100% | | 86.6% |
| I 定率交付 | 345,059 | 78.5% | | |
| II 定率交付以外(財政調整) | 94,739 | 21.5% | | |
| (2) 2号交付金 | 68,008 | | 100% | 13.4% |
| I 災害等による給付費増 | 2,064 | | 3.0% | |
| II 共同事業の拠出超過額に対する激変緩和措置 | 5,460 | | 8.0% | |
| III 国保運営の広域化に際し保険料平準化を支援 | 103 | | 0.2% | |
| IV 医療費適正化・収納率向上等の取組に係る事業費支援 | 11,762 | | 17.3% | |
| 医療費適正化に係る取組 | 5,517 | | 8.1% | |
| 収納率向上に係る取組 | 2,572 | | 3.8% | |
| 各種保健事業 | 3,673 | | 5.4% | |
| V 医療費適正化・収納率向上等の成績評価 | 36,314 | | 53.4% | |
| 医療費の適正化に係るもの | 6,433 | | 9.5% | |
| 収納率の向上に係るもの | 16,344 | | 24.0% | |
| 上記以外に係るもの | 13,537 | | 19.9% | |
| VI その他 | 12,304 | | 18.1% | |

(注) 平成23年度における都道府県調整交付金における1号交付金と2号交付金の割合は、「都道府県調整交付金配分ガイドライン(平成17年6月17日保険局長通知)」において、6:1(85.7%:14.3%)という目安を示していた。

都道府県調整交付金（1号交付金）の交付状況（平成23年度）

| | | |
|------------|------------|-------|
| 定率(財政調整無し) | 定率・財政調整型併用 | 財政調整型 |
| 34／47 | 6／47 | 7／47 |

| | | | | | | | | |
|----|------|------------|----|------|------------|----|------|------------|
| 1 | 北海道 | 財政調整型 | 17 | 石川県 | 定率 | 33 | 岡山県 | 定率 |
| 2 | 青森県 | 定率 | 18 | 福井県 | 定率 | 34 | 広島県 | 定率 |
| 3 | 岩手県 | 定率 | 19 | 山梨県 | 定率 | 35 | 山口県 | 定率 |
| 4 | 宮城県 | 定率 | 20 | 長野県 | 定率 | 36 | 徳島県 | 定率 |
| 5 | 秋田県 | 財政調整型 | 21 | 岐阜県 | 財政調整型 | 37 | 香川県 | 定率・財政調整型併用 |
| 6 | 山形県 | 定率 | 22 | 静岡県 | 定率 | 38 | 愛媛県 | 定率 |
| 7 | 福島県 | 定率 | 23 | 愛知県 | 定率 | 39 | 高知県 | 財政調整型 |
| 8 | 茨城県 | 定率 | 24 | 三重県 | 定率 | 40 | 福岡県 | 定率 |
| 9 | 栃木県 | 定率 | 25 | 滋賀県 | 財政調整型 | 41 | 佐賀県 | 定率・財政調整型併用 |
| 10 | 群馬県 | 定率 | 26 | 京都府 | 定率 | 42 | 長崎県 | 定率 |
| 11 | 埼玉県 | 定率 | 27 | 大阪府 | 財政調整型 | 43 | 熊本県 | 定率・財政調整型併用 |
| 12 | 千葉県 | 定率 | 28 | 兵庫県 | 財政調整型 | 44 | 大分県 | 定率 |
| 13 | 東京都 | 定率・財政調整型併用 | 29 | 奈良県 | 定率 | 45 | 宮崎県 | 定率 |
| 14 | 神奈川県 | 定率 | 30 | 和歌山県 | 定率 | 46 | 鹿児島県 | 定率 |
| 15 | 新潟県 | 定率 | 31 | 鳥取県 | 定率・財政調整型併用 | 47 | 沖縄県 | 定率 |
| 16 | 富山県 | 定率 | 32 | 島根県 | 定率・財政調整型併用 | | | |

スケジュール

国民健康保険法の一部を改正する法律の概要(イメージ) (平成24年4月5日成立)

(1) 財政基盤強化策の恒久化

市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成22年度から平成25年度までの暫定措置となっている市町村国保の「**財政基盤強化策**」(公費2,000億円)を恒久化する。

※ 財政基盤強化策として、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じた、市町村に対する財政支援や、高額医療費に関する市町村に対する財政支援を行っている。

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業について、平成27年度から、**事業対象を全ての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進**する。

※ 現在、1件30万円を超える医療費について、都道府県内の全市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担。

(3) 財政調整機能の強化

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、平成24年度から、都道府県調整交付金を給付費等の**7%から9%**に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を**34%から32%**とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情への対応のために交付。

(4) その他

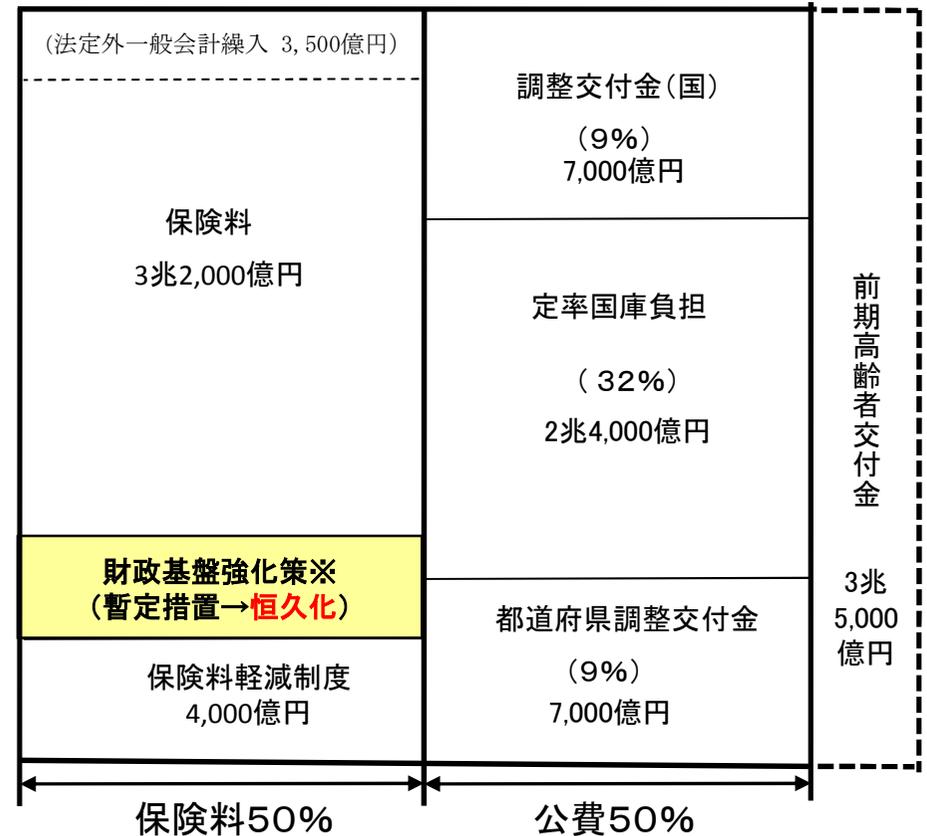
財政基盤強化策の恒久化までの間、暫定措置を1年間(平成26年度まで)延長する等、所要の措置を講ずる。

施行期日(適用日)

- (1)、(2) 平成27年4月1日
- (3)、(4) 平成24年4月1日

国保財政のイメージ

医療給付費等総額: 約11兆3,000億円
(25年度予算案ベース)



※財政基盤強化策には、恒久化する上記の公費3,000億円のほか、財政安定化支援のため地財措置(1,000億円)がある。

※法定外一般会計繰入は平成23年度決算(速報値)ベース。

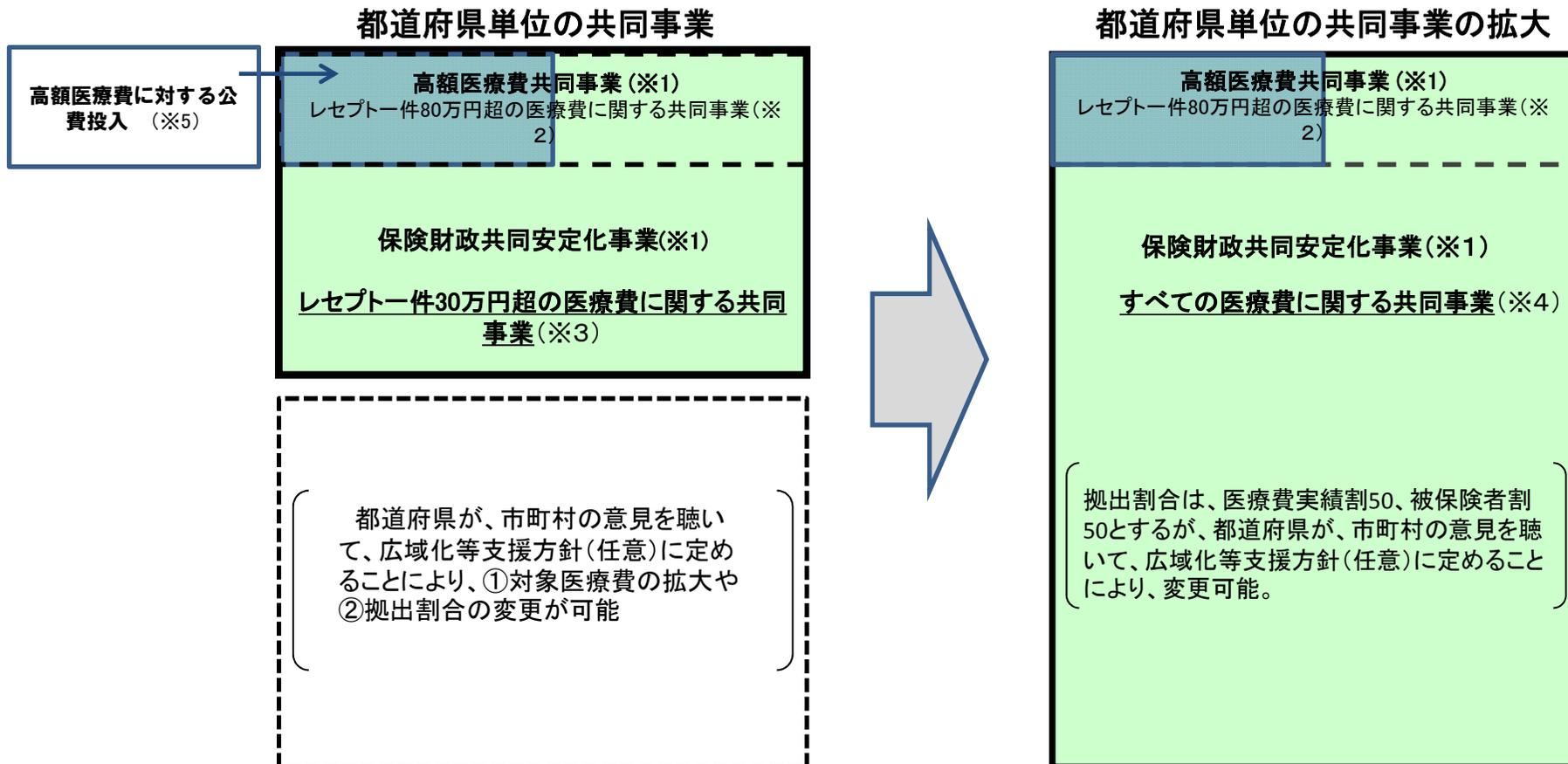
財政運営の都道府県単位化の推進

○ 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

【現行】

【改正後】

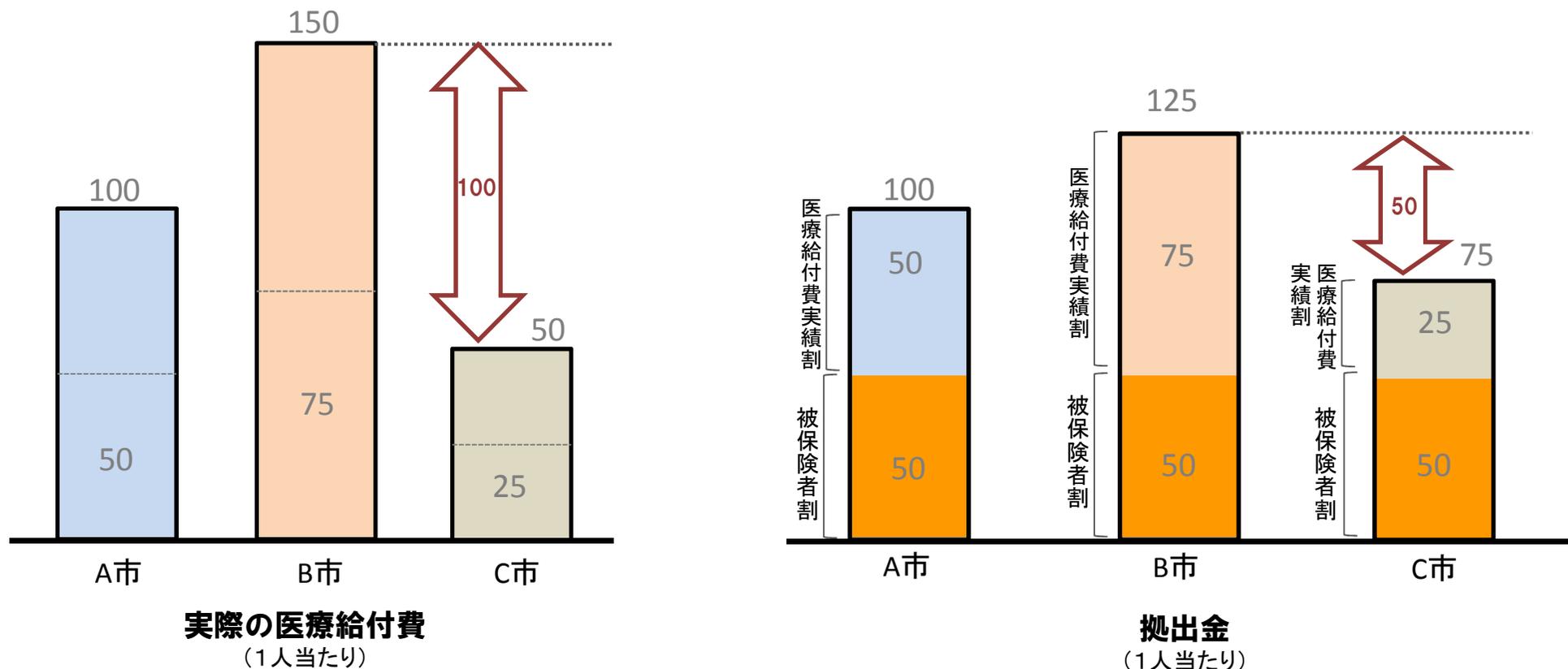


- ※1 いずれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置
- ※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。
- ※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円(自己負担相当分)を控除した額を対象としている。
- ※4 自己負担相当額等を除く。
- ※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

都道府県単位の共同事業の仕組み

- 都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する事業。
- これにより、都道府県内の市町村国保の財政の安定化(毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和)及び保険料の平準化(医療費の差による保険料の相違の緩和)が図られる。
- ※ 以下イメージ図で見ると、共同事業の実施により、市町村間の格差が最大100 → 50 に縮小する。

都道府県単位の共同事業 (事務:国民健康保険団体連合会)



※ 医療給付費の実績(3年平均)と被保険者数に応じて拠出

都道府県調整交付金の割合の引上げ

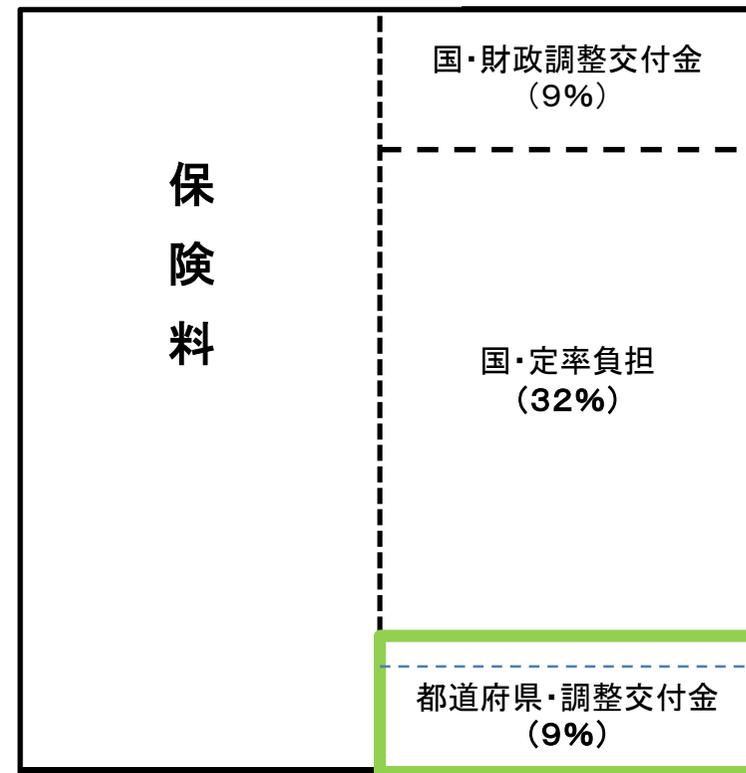
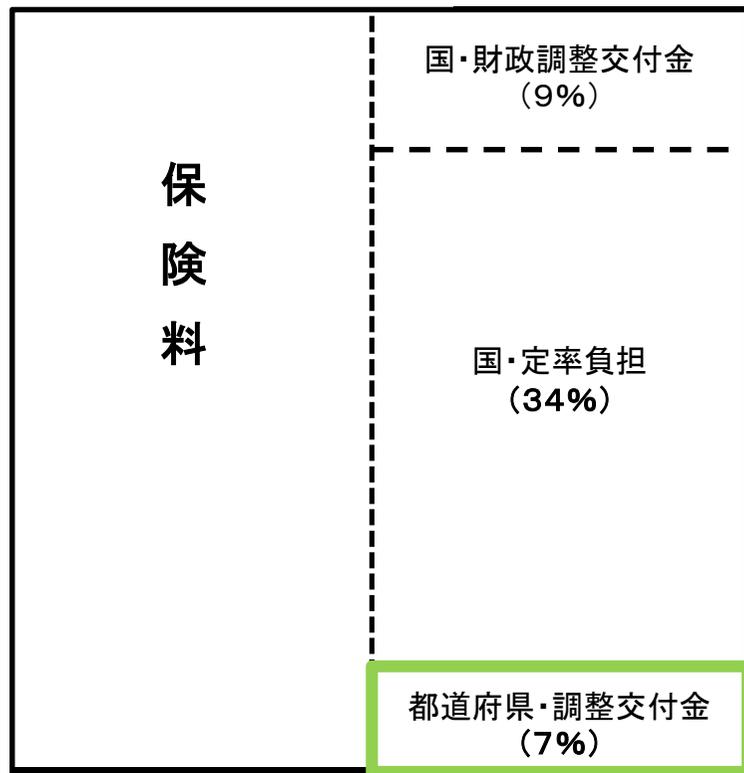
○ 都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金について、給付費等の7%から9%に引き上げる。【平成24年度】

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情に対応するために交付されている。

【現行】

【改正後】



※ 都道府県・調整交付金の2%増分の額は、平成24年度ベースで1,526億円

都道府県調整交付金ガイドライン等の見直しについて

1. 見直しの趣旨

国保法改正により、平成27年度から都道府県単位の共同事業の対象医療費を拡大するため、各市町村の共同事業に係る費用負担が変動することが見込まれる。共同事業の対象医療費の拡大を円滑に進める等のために増額した都道府県調整交付金の具体的な配分方法等について、国保に関する国と地方の協議ワーキング・グループで議論した上で、方針を示す。

→ 都道府県調整交付金ガイドライン及び広域化等支援方針策定要領の改正(7月12日)

2. 見直し内容

(1) 1号交付金の交付方法

- ・ 財政調整機能を発揮するよう広域化のための連絡会議の活用等により市町村の意見を十分に聴いて検討
- ・ 共同事業が拠出超過となる所得が低く負担が大きい保険者に対する調整として、活用することも考えられる
- ・ 共同事業の所得割による拠出と財政調整型の都道府県調整交付金については選択的に、かつ都道府県調整交付金による財政調整を優先的に導入

(2) 1号交付金と2号交付金の割合

- ・ 現行のガイドラインでは、「1号交付金:2号交付金=6%程度:1%程度」
 - 共同事業の拡大を円滑に進める等のために増額した都道府県調整交付金(2%相当額)については、2号交付金として位置付け
- ・ 平成26年度までの間は1号交付金と同様の交付も可能

(3) 共同事業の拠出超過額に対する財政支援の期間

- ・ 共同事業の拠出超過額に対する財政支援については、激変緩和措置と位置付け

(4) 共同事業の拠出超過額に対する財政支援の規模と方法

- ・ 現在は、都道府県単位の共同事業による拠出超過額が交付額の3%を超過した部分を財政支援
 - 27年度以降は、保険財政共同安定化事業(80万円以下)について、拠出超過額が交付額の1%を超過した部分を財政支援することが考えられる

見直し後の保険財政共同安定化事業等の拠出超過額に対する財政支援の概要

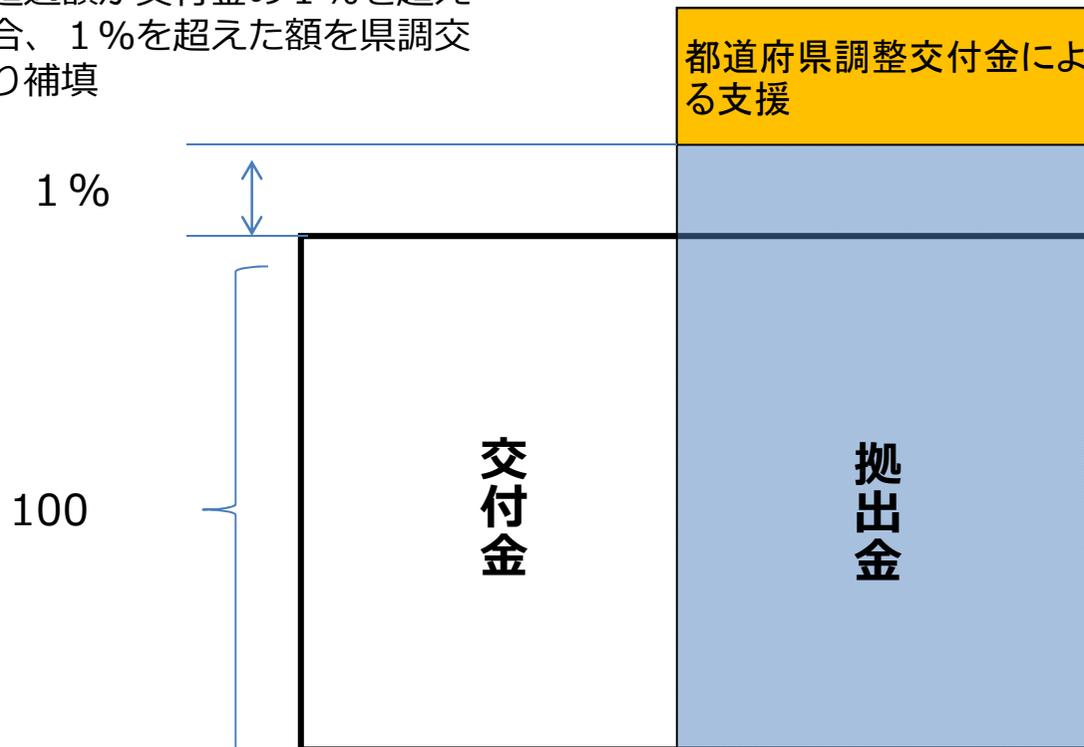
○ 保険財政共同安定化事業の拠出金の持ち出し額(拠出金－交付金)が、交付金の1%を超える場合には、当該超過額を都道府県調整交付金により財政支援するよう、ガイドラインの見直しを行った。

※ 財政支援の対象となる拠出金超過額の計算方法

$$\text{支援対象の拠出超過額} = \frac{\text{拠出超過額}}{(\text{拠出額} - \text{交付額})} - \text{交付金の1\%}$$

【1%超過額に対する財政支援のイメージ】

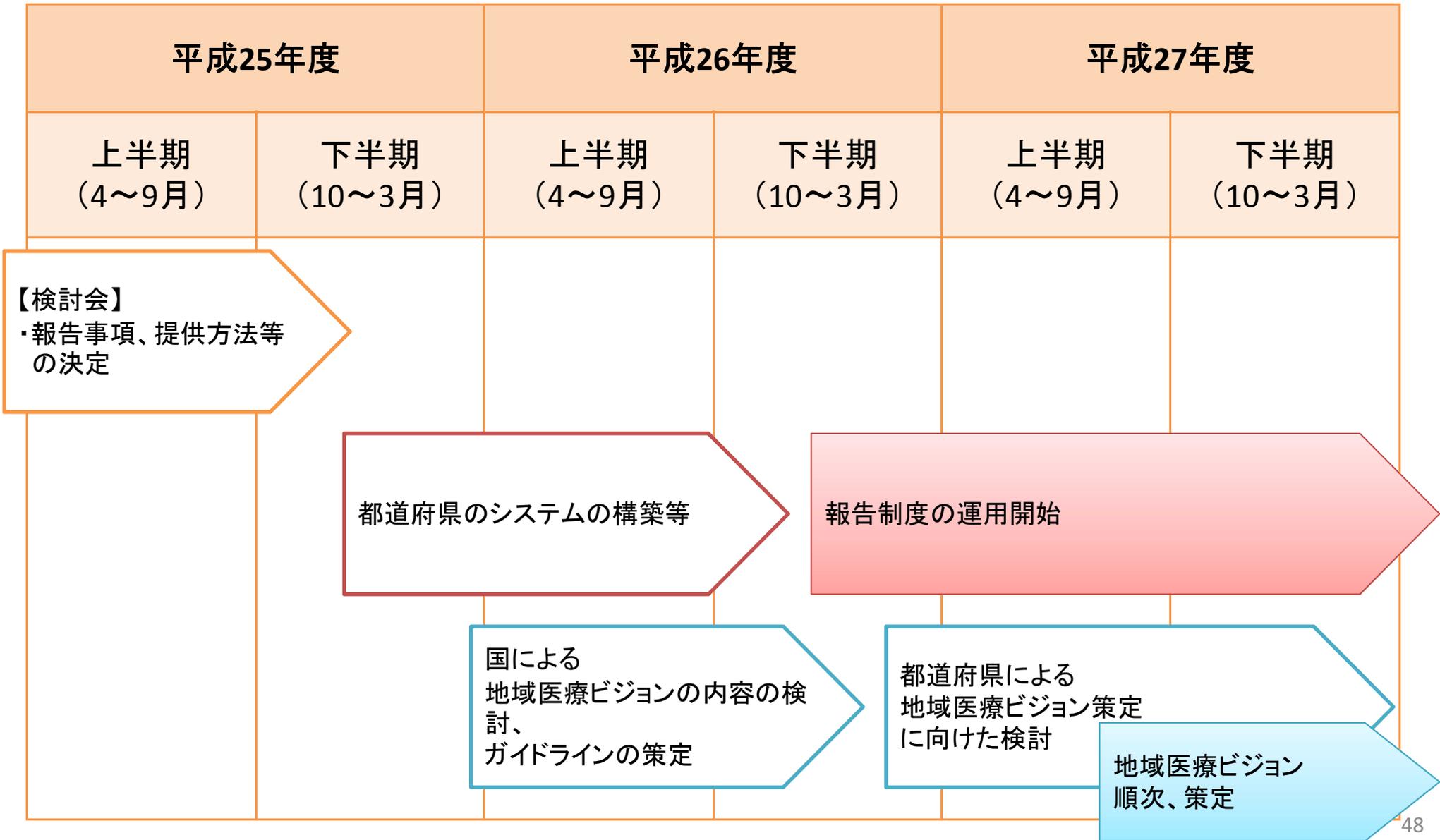
拠出超過額が交付金の1%を超える場合、1%を超えた額を県調交により補填



医療介護需要ピーク時までの 地域医療・包括ケアビジョン作成と平行しながら

- 各都道府県が2次医療圏ごとに基準病床数を高度急性期・一般急性期・亜急性期といった新たな医療機能別に算定し(国が標準を示しつつ、地域の実情に応じて都道府県が補正を行う)、地域医療計画に盛り込む。
 - その実効性を高めるため、後述(51頁参照)するとおり、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とする。
 - さらには医療計画の策定者である都道府県に保険医療機関の指定・取消権限を与えるほか、実効性を高めるための諸施策を講ずる
 - 医療機能の分化・連携のための医療機関の再編等を可能とし、ケアをベースとしたコミュニティ形成、町づくりにも参画できるように医療法人制度の見直しを行う。
- などの方策を検討する。
- 地域医療ビジョンの前倒しでの策定に加え、上記の方向性を医療法改正で明示する。

地域医療ビジョンの策定を前倒しする場合のスケジュール



(4) 高齢者医療制度の見直し

- 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。
- 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。

(注) 現在は、平成24年度までの特例として、支援金の3分の1を総報酬に応じた負担とする措置が講じられるとともに、併せて、協会けんぽに対する国庫補助率を13%から16.4%とする措置が講じられている。

- ☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
- 70歳以上75歳未満の方の患者負担について、世代間の公平を図る観点から、見直しを検討する。
(注) 患者負担は、69歳までは3割、70歳以上75歳未満は2割、75歳以上は1割と、年齢に応じた負担割合を設定しているが、70歳以上75歳未満については、毎年度、約2千億円の予算措置により1割負担に凍結されている。
- ☆ 平成24年度は予算措置を継続するが、平成25年度以降の取扱いは平成25年度の予算編成過程で検討する。

「医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等」

【医療・介護の提供体制の在り方】

（指定・取消権限等）

関連資料

保険医療機関・保険薬局の指定・取消権限について

保険医療機関・保険薬局の指定・取消は、都道府県知事の機関委任事務とされていたが、

- ①国は医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っており、国が直接その発展を図るべきものであること、
- ②保険医療機関の指定等は、国が保険者に代わり、全国を通じて公的医療保険における診療を任せるのにふさわしい医療機関を指定する事務であること、

から、平成11年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)によって、国の直接執行事務とされた。

平成11年地方分権一括法前の健康保険法の規定

○健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の3

[保険医療機関又は保険薬局の指定]

第四十三条の三 保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタルモノニ就キ都道府県知事之ヲ行フ

- ③ **都道府県知事**保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ガ本法ノ規定ニ依リ保険医療機関若ハ保険薬局ノ指定若ハ第四十四条第一項第一号ニ規定スル特定承認保険医療機関ノ承認ヲ取消サレ五年ヲ経過セザルモノナルトキ又ハ保険給付ニ関シ診療若ハ調剤ノ内容ノ適切ヲ欠ク虞アリトシテ重テ第四十三条ノ七第一項(第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十三項及第十四項、第五十九条ノ二第八項並ニ第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル指導ヲ受ケタルモノナルトキ其ノ他保険医療機関若ハ保険薬局トシテ著シク不適当ト認ムルモノナルトキハ其ノ指定ヲ拒ムコトヲ得

[保険医療機関及び保険薬局の指定の取消]

第四十三条の十二 保険医療機関又ハ保険薬局ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ**都道府県知事**其ノ指定ヲ取消スコトヲ得(略)

現在の健康保険法の規定

○健康保険法(大正11年法律第70号)第65条

(保険医療機関又は保険薬局の指定)

第六十五条 第六十三条第三項第一号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 3 **厚生労働大臣**は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。(略)

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

第八十条 **厚生労働大臣**は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。(略)

「医療保険における療養の範囲の適正化等」 関連資料

フリーアクセスを守るための諸策

- 選定療養内の初診時特定療養費では効果が低い
 - 初診時一定病床数(例:200床)以上の一般病棟での紹介のない外来受診に、一定額(例:1万円)の定額自己負担を設ける。同様の仕組みを再診時にも検討。
 - この定額自己負担を導入した場合、選定療養上の負担さえ適用除外となっている救急車利用が一層有利になるため、救急車の適正利用については別途検討の要有り。
- 健保連からの発言にもあった70歳以上の高額療養費、外来特例の見直し
 - 「今の高齢者、特に70歳以上の方には高額療養費、外来について特例の取り扱いもございます。非常に負担が軽くなる仕組みになっております」
 - 低所得者への配慮は当然
- 医療連携・チーム医療の推進
 - 高い専門性を有した開業医という日本のプライマリーケア医の長所をいかしながら、医療連携・チーム医療を推進していく。
- 日本型総合医のあり方を検討
 - ゲートキーピング機能はイギリスのGPのようなものではなく、上述の価格メカニズムを用いた程度にしておき、患者に対して一貫した病歴、受診行動の管理を行うと共に、専門医や病院、介護関係者との間の連携の主役を担当するなど、患者と医師の信頼関係を基軸とした継続的な保健指導や疾病予防活動を行う日本型総合医のあり方を検討する。
- 委員からの要求
 - 診療報酬支払データを収集管理する機関を設け、多剤投与、過剰検査問題があると思われる保険医療機関には指導を行う。

社会保障・税一体改革大綱（抄）

平成 24 年 2 月 17 日
閣議決定

3. 医療・介護等②

（保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策）

（3）長期高額医療の高額療養費の見直しと給付の重点化の検討

- 高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討する必要がある。
- 他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成24年4月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収300万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。

高額療養費の見直しのイメージ（案）

一体改革成案の「2015年度ベースで公費1300億円」の規模（※）の見直しを想定したもの（一般所得者の区分の細分化と年間上限額の設定）であり、低所得者の軽減の規模によって内容は変わる。

（※）一体改革成案の工程表では、「受診時定額負担等（高額療養費の見直しによる負担軽減の規模に応じて実施。例えば、初診・再診時100円の場合、公費1300億円）ただし、低所得者に配慮」としている。

[現行]

[見直しのイメージ案]

《上位所得者》

当初3ヶ月：150,000円 4月目～：83,400円
+ (医療費 - 500,000) × 1%

《上位所得者》

当初3ヶ月：150,000円 4月目～：83,000円 年間上限：996,000円(※1)

(※1) 83,000円 × 12月

《一般所得者》

当初3ヶ月：80,100円
+ (医療費 - 267,000) × 1%

4月目～：44,400円

《年収600万円以上（一般所得者）》

当初3ヶ月：80,000円 4月目～：44,000円 年間上限：501,000円(※5)

《年収300万円～600万円（一般所得者）》

当初3ヶ月：62,000円(※4) 4月目～：44,000円 年間上限：501,000円(※5)

《年収300万円以下（一般所得者）》

当初3ヶ月：44,000円(※2) 4月目～：35,000円(※3) 年間上限：378,000円(※6)

(※2) 現行の4月目以降とほぼ同じ額 (※3) 低所得者の当初3カ月とほぼ同じ額

(※4) 年収600万円以上と300万円以下の中間の額 (※5) 44,000円 × 12月 × 95% (※6) 35,000円 × 12月 × 90%

《低所得者（住民税非課税）》

当初3ヶ月：35,400円 4月目～：24,600円

《低所得者（住民税非課税）》

当初3ヶ月：35,000円 4月目～：24,000円 年間上限：259,000円(※7)

(※7) 24,000円 × 12月 × 90%

70
歳
未
満

[現行]

70歳以上
《現役並み所得者》

当初3ヶ月：80,100円 4月目～：44,400円
+ (医療費-267,000) × 1%

【外来：44,400円】

[見直しのイメージ案]

《現役並み所得者（年収600万円以上）》 ※70歳未満の一般所得者と平仄とった
当初3ヶ月：80,000円 4月目～：44,000円 年間上限：501,000円
【外来：44,000円】

《現役並み所得者（年収600万円以下）》 ※70歳未満の一般所得者と平仄とった

当初3ヶ月：62,000円 4月目～：44,000円 年間上限：501,000円
【外来：44,000円】

《一般所得者》

44,400円 (※8) 【外来12,000円】 (※9)

(※8) 2割負担では62,100円
(※9) 2割負担では24,600円

《一般所得者》 ※70歳未満の年収300万円以下と平仄とった

当初3ヶ月：44,000円 4月目～：35,000円 年間上限：378,000円
【外来：12,000円】 (※10)

(※10) 2割負担では24,000円

《低所得者Ⅱ（住民税非課税）》

24,600円 【外来：8,000円】

《低所得者Ⅰ（住民税非課税）》

15,000円 【外来：8,000円】

《低所得者Ⅱ（住民税非課税）》

24,000円 【外来：7,500円】 年間上限：259,000円 (※11)

(※11) 24,000円 × 12月 × 90%

《低所得者Ⅰ（住民税非課税）》

15,000円 【外来：7,500円】 年間上限：162,000円 (※12)

(※12) 15,000円 × 12月 × 90%

高額療養費の見直しによる財政影響（2015年度ベース）

- 一体改革成案に盛り込まれた「2015年度ベースで公費1300億円」の規模の見直しを想定。
- 国保は低所得者が多く財政影響が大きいいため、財政中立とするためには、受診時定額負担に加えて、公費の拡充も必要。税制抜本改革と併せて国保の財政基盤の強化の中で、低所得者の高額療養費の財政支援を検討。
- 給付率が変化した場合に経験的に得られている医療費の増減の効果（いわゆる長瀬効果）を見込んでいる。この効果を見込まない場合の影響額は、記載している影響額の半分程度となる。

《高額療養費の見直し》

| | 給付費 | 保険料＋公費 | 保険料＋公費 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 保険料 | 公費 |
| 総計 | 約3600億円 | 約3600億円 | 約2500億円 | 約1200億円 |
| 協会けんぽ | 約800億円 | 約1100億円 | 約900億円 | 約200億円 |
| 健保組合 | 約400億円 | 約700億円 | 約700億円 | — |
| 共済組合 | 約100億円 | 約200億円 | 約200億円 | — |
| 市町村国保 | 約1500億円 | 約1200億円 | 約500億円 | 約700億円 |
| 後期医療 | 約700億円 | 約300億円 | 約50億円 | 約300億円 |

（注1）100億円以下の数字は10億円単位で、100億円以上の数字は100億円単位で四捨五入しているため、合計の数字が一致しない場合がある。

（注2）前期財政調整及び後期高齢者支援金の影響により、制度別にみると、「給付費への影響」と「保険料及び公費への影響」は異なる。

（注3）70歳未満は、世帯合算の要件（自己負担が2万1千円以上のレセプトを合算対象）を変えない場合の試算。

（注4）低所得者の多い国保に対する財政支援は上記試算に含まれておらず、別途検討する。

高額療養費の見直し案（年間上限の設定）

○ すべての所得層に年間上限を設定し、70歳未満の年間上限額には年収300万円以下の区分を新たに設定する。

| 70歳未満 | 変更前 | | → | 変更後 | | |
|-------------------------|--|---|---------------------------|--|--|---|
| | | 月単位の上限額 | | | 月単位の上限額 | 年間の上限額 |
| | 上位所得者 健保：標報53万円以上 国保：旧ただし書き所得が 年間600万円以上 | 150,000円＋ (医療費－500,000円) × 1% ＜4月目～：83,400円＞ | | 上位所得者 健保：標報53万円以上 国保：旧ただし書き所得が 年間600万円以上 | 150,000円＋ (医療費－500,000円) × 1% ＜4月目～：83,400円＞ | 1,200,600円 (150,000円 × 3月 ＋83,400円 × 9月) |
| | 一般所得者 (年収約210万円※) ～約790万円) (※) ・3人世帯(給与所得者/ 夫婦子1人)の場合 ：約210万円 ・単身(給与所得者)の場合 ：約100万円 | 80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞ | | 一般所得者 | 80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% ＜4月目～：44,400円＞ | 639,900円 (80,100円 × 3月 ＋44,400円 × 9月) |
| 低所得者 (住民税非課税) | 35,400円 ＜4月目～：24,600円＞ | 年収約300万円以下 健保：標報22万円以下 国保：旧ただし書き所得 が年間160万円以下 | | 532,800円 (44,400円 × 12月) | | |
| | | 低所得者 (住民税非課税) | 35,400円 ＜4月目～：24,600円＞ | 327,600円 (35,400円 × 3月 ＋24,600円 × 9月) | | |

(※)70歳以上についても70歳未満と同様の考え方で年間上限を設定する。

高額療養費を見直した場合の財政影響（粗い推計）

○ すべての所得層に年間上限を設定し、70歳未満の年間上限額には年収300万円以下の区分を新たに設定した場合、財政影響は約100億円（うち公費約20億円）となる。

※ 高額療養費の改善（給付増）に際しては、特に低所得者が多い市町村国保の保険料負担と公費負担に影響があるので、個別制度ベースで財政中立とする必要がある

| | 給付費 | 保険料＋公費 | 保険料 | | | うち国費 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|------|
| | | | 保険料 | 公費 | | |
| 総計 | 約100億円 | 約100億円 | 約80億円 | 約20億円 | 約20億円 | |
| 協会けんぽ | 約20億円 | 約30億円 | 約20億円 | 約0億円 | 約0億円 | |
| 健保組合 | 約20億円 | 約30億円 | 約30億円 | — | — | |
| 共済組合 | 約10億円 | 約10億円 | 約10億円 | — | — | |
| 市町村国保 | 約50億円 | 約30億円 | 約20億円 | 約20億円 | 約10億円 | |
| 後期医療 | 約0億円 | 約0億円 | 約0億円 | 約0億円 | 約0億円 | |

（注1）平成27年度（2015年度）ベースの試算。

（注2）100億円以下の数字は10億円単位で四捨五入しているため、合計の数字が一致しない場合がある。

（注3）給付率が変化した場合に経験的に得られている医療費の増減効果（いわゆる長瀬効果）を見込んでいる。
この効果を見込まない場合の影響額は記載している影響額の半分程度となる。

第3章 具体的施策

Ⅲ. 暮らしの安心・地域活性化

1. 暮らしの安心の確保

(1) 安心できる医療体制の構築等

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、介護と連携した在宅医療の体制整備の支援や医学生に対する修学資金の貸与など地域の医師確保の推進、新型インフルエンザの発生に備えたワクチン備蓄の維持等の施策を推進する。また、若年層への対策を含む新たな自殺対策等を進める。

70～74歳の医療費自己負担については、当面、1割負担を継続する措置を講じるが、本措置の在り方については、世代間の公平や高齢者に与える影響等について、低所得者対策等とあわせて引き続き検討し、早期に結論を得る。

- ・在宅医療や地域の医師確保の推進等(厚生労働省)
 - ・新型インフルエンザ対策の推進:プレパンデミックワクチンの備蓄維持等(厚生労働省)
 - ・社会福祉施設の円滑な運営支援(厚生労働省)
 - ・自殺対策の推進:若年層対策等(内閣府)
 - ・安定した医療保険制度の構築(厚生労働省)
- 等

その他の民間議員提案に対する厚生労働省の対応・考え方

民間議員の提案

厚生労働省の対応・考え方

1. 国民が健やかに生活し、老いることのできる社会の構築

○予防のインセンティブとして、現行0.23%の後期高齢者支援金加算額を拡大(例:10%)



○現行制度に対し関係者からは廃止も含め意見がある。来年度からの実施状況と関係者の意見を踏まえつつ、より良い仕組みを今後検討。

○疾病の種類に応じた自己負担割合の導入、自己負担の最低限度額の設定



○同一の疾病でも重症度が異なるため、疾病の種類による分類が困難であるとともに、過度な受診抑制や受診抑制による重症化の可能性があり、実施困難。

○高額療養費の上限額の比例増部分(現在1%)の引き上げ



○国民会議の議論も踏まえつつ、検討を予定。

○70歳以上75歳未満の1割負担を2割に、75歳以上も2割負担に



○70歳以上75歳未満については、低所得者対策と併せて検討し、早期に結論。
○75歳以上を含めた自己負担のあり方は医療保険全体に関する国民会議等の議論の中で検討。

3. 良質な医療へのアクセスを通じて直ぐに社会復帰が出来る社会に向けて

○一般用・処方箋医薬品のネット販売普及



○一般用医薬品については、現在、厚労省の検討会で検討中。
○一般用医薬品よりも効き目が強い反面、その副作用も強い医療用医薬品については、対面での丁寧な服薬指導が必要。

○病床規制・介護総量規制を撤廃すべき



○病床規制は医療資源の偏在の深刻化と保険給付の増大が、介護総量規制は財政運営に支障が生じるため困難。

その他の民間議員提案に対する厚生労働省の対応・考え方

民間議員の提案

厚生労働省の対応・考え方

○健診受診や健康増進事業に対する税額控除や拠出金控除



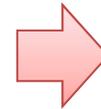
○税制については、税務当局との調整が必要。なお、健診後に重大疾病が発見された場合や一定の要件を満たす特定保健指導が行われた場合は、健診も治療に先立って行われる診察と同様に考えられ、医療費控除の対象となっている。

○個人や中小企業が健診を身近に受けられる環境整備（血液や尿の簡易診断、看護師による採血＜医師が検査分析＞）



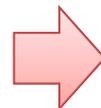
○簡易診断に関しては、個人の健康状態を的確に把握するためには、一定以上の健診項目数が必要。
○看護師は、医師の指示の下であれば、採血を実施可能。ただし、医師の指示の下、看護師が反復継続して採血を実施するのであれば、診療所の開設届出が必要。
○自己採血の場合は、衛生管理や検査の精度管理の観点から、衛生検査所の登録が必要。

○医療法人がフィットネス等健康増進や配食等生活支援を円滑にできるためのガイドラインの策定



○医療提供という本来業務に支障のない範囲で本来業務に関する業務（附帯業務）は実施可能。例えば、生活習慣病の者に対する医師の指導に基づく健康増進や、高血圧、高血糖又は生活習慣病の者に対して、医師等が行う栄養指導や運動指導と併せて配食サービスを行うこと等、附帯業務のうちの保健衛生に関する業務として整理できるものは、今後通知改正で対応。

○医療保険の自己負担の在り方を検討



○70歳以上75歳未満については、低所得者対策と併せ検討し、早期に結論。
○自己負担の在り方については、医療保険制度全体に関する、国民会議での議論も踏まえつつ検討。

○疾病管理など予防向けサービスの報酬や地域や集団で健康達成度を評価して支払う制度の導入を検討



○医療保険制度は、傷病に対する治療を対象としており、予防向け医療を対象とすることは困難。
○予防の取組については保険者による保健事業等が効果的に行われるよう、必要な支援を検討。

3. 医療・介護等②

（保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策）

（9）後発品のさらなる使用促進、医薬品の患者負担の見直し等

- 後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進を図る。また、イノベーションの観点にも配慮しつつ、後発医薬品のある先発医薬品の薬価を引き下げる。
- 医薬品の患者負担の見直しについては、「社会保障・税一体改革成案」に「医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す」とあることを踏まえ、検討する。